

オーストリア・レヴァント貿易と東方問題

——1853年普墺通商条約の経済的・政治的意義——

武 田 元 有 *

キーワード：ドナウ川、スリナ水道、新絶対主義、ドイツ関税同盟、クリミア戦争

はじめに

1853年2月の普墺通商条約（ドイツ経済史で言う「二月条約」）は、これまで経済史上はプロイセン中心の「ドイツ関税同盟」*der deutsche Zollverein* と、オーストリア主導の「中欧関税連合」*die mitteleuropäische Zollunion* 計画との対立における前者の勝利として、⁽⁰¹⁾ また政治史上はプロイセン中心のドイツ関税同盟を母体とした1871年の「ドイツ帝国」創建における布石として、注目されてきた。⁽⁰²⁾ これに対して小稿は、クリミア戦争前夜の1853年に進行する東方危機との関係に留意しながら、当該条約の史的意義を再考したいと思う。以下その理由を示そう。

まず経済的に見た場合、一般にプロイセン中心史観では、ドイツ関税同盟を梃子としたライン産業革命の展開、北海・バルト海を経由する外国貿易の成長が重視され、当該条約も基本的にドイツ産業資本の成立過程のなかで把握されてきた。⁽⁰³⁾ だが並行してオーストリアでも、三月革命後の「新絶対主義」*Neoabsolutismus* を通じて、国内的にはオーストリア・ハンガリー境界関税の廃止＝関税領域の統一、対外的にはアドリア海・ドナウ川を経由するレヴァント貿易の開拓と運輸・条約体系の整備も進められていたのであって、当該条約の意義は、単にプロイセン工業成長の一環としてのみならず、あわせてオーストリア通商政策の延長線上に位置付けられる必要がある。⁽⁰⁴⁾

また政治的に見た場合、一般にオスマン帝国領土をめぐる東方問題は、一方のオデッサ拠点の穀物輸出を促進するロシア南下政策と、他方の地中海・スエズ経由のアジア貿易経路を確保するイギリスのトルコ保全政策との対抗関係として把握されてきた。⁽⁰⁵⁾ だがオーストリアにとってもレヴァント貿易を振興する上で東方状況の安定、とりわけドナウ河口・両海峡航行の安全は死活問題だったのであり、東方問題の動向は、英露対立の枠組とともにオーストリア通商利害の観点からも分析される必要がある。こう考えてくる場合、1853年の普墺条約も、関税制度をめぐる通商交渉の側面だけでなく、1853年の東方危機をめぐる対露包囲の次元から把握することが必要であろう。⁽⁰⁶⁾

なお小稿の直接の課題ではないが、ドイツ統一以前の「ドイツ連邦」*Deutscher Bund* の特性として、近年では普墺両邦の覇権競争からのみ理解するのではなく、大国主義に抵抗する中小諸邦の連携＝「第三のドイツ」*Drittes Deutschland* の形成に留意して把握するべきことが主張されている。この動きはドイツの国家的・物質的統一を協議した1850-51年のドレスデン会議において顕著となったが、1853年の普墺通商条約における背景としても考慮する必要があると思われる。⁽⁰⁷⁾

以下では、まず前提条件として普墺貿易の実態、及び政策主体の特性を確認した後、一方の通商政策、他邦の外交政策を検討し、両者の結節点として通商条約の意義を考察したい。

* 鳥取大学 教育支援・国際交流推進機構 教養教育センター兼務教員（高等教育開発センター教授）

註

(01) W. O. Henderson, *The Zollverein*, Cambridge, 1939 (3rd ed., 1984), pp. 224- 225; K. Koch, „Österreich und der Deutsche Zollverein (1848- 1871)“, A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848- 1918*, Wien, 1989, Bd. VI: Die Habsburgermonarchie im System der internationalen Beziehungen, 1. Teilband, S. 545- 553; H.- W. Hahn, „Mitteleuropäische oder kleindeutsche Wirtschaftsordnung in der Epoche des Deutschen Bundes“, H. Rumpler (Hg.), *Deutscher Bund und deutsche Frage 1815- 1866*, München, 1990, S. 204- 207; 佐藤勝則「三月革命後の普墺間 関税・貿易政策論争——ブルックの『中部ヨーロッパ関税連合』構想を中心として——」『西洋史研究』新輯第4号1975年、59-60頁。

なお通商条約の意義として、オーストリアに有利な条件・効果を指摘する論考も多い。H. Matis, *Österreichs Wirtschaft 1848- 1913: Konjunkturelle Dynamik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter Franz Josefs I*, Berlin, 1972, S. 35, 90; ders., „Leitlinien der österreichischen Wirtschaftspolitik 1848- 1918“, A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *a. a. O.*, Bd. I: Die wirtschaftliche Entwicklung, 1973, S. 36- 37; T. F. Huertas, *Economic Growth and Economic Policy in a Multinational Setting: The Habsburg Monarchy, 1841- 1865*, New York, 1977, pp. 29- 35; R. A. Austensen, „Austria and the ‘Struggle for Supremacy in Germany’ 1848- 1864“, *Journal of Modern History*, Vol. 52, 1980, pp. 220- 222; A・スケッド(鈴木淑美・別宮貞徳訳)『図説ハプスブルク帝国衰亡史——千年王国の光と影——』原書房1996年(原典1989年)、170-171頁、R・オーキー(山之内寛子・秋山晋吾訳)『ハプスブルク君主国1765-1918』NTT出版2010年(原典2001年)、212-213頁。通商条約の効果をめぐる賛否は既に同時代から見られる。交渉に関与した通商官僚ホック Karl Hock は当初目指した関税統一の挫折=休戦 Waffen- stillstand として否定的にとらえるが、全権代表ブルック Karl Bruck は講和 Friede=普墺関係の基礎として一定の成果を認めている。A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im 19. Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 171.

(02) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960 (2. Aufl., 1988), Bd. 3, S. 148- 149; H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht: Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründerzeit, 1848- 1871*, Köln, 1966, S. 49- 50; 成瀬他編『世界歴史大系ドイツ史』(2)山川出版社1996年、345-346頁、T・ニッパード(大内宏一訳)『ドイツ史1800-1866』白水社2021年、370-371頁。

(03) 川本和良『ドイツ産業資本成立史論』未来社1971年、諸田 実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣1974年。本邦の関税同盟研究は専らその成立過程に集中し、展開過程における当該条約の意義を問う意識は低い。

(04) 御園生真「19世紀前半のオーストリア=ハンガリー間貿易——ハプスブルク帝国内の経済的統合に関する一考察——」『獨協大学経済学研究』第51号1988年、高田茂臣「オーストリア・ロイドの創業と発展」『経営論集』第16巻2008年、佐々木洋子『ハプスブルク帝国の鉄道と汽船——19世紀の鉄道建設と河川・海運航行——』刀水書房2013年、秋山晋吾「ドナウ川の近世と近代」『世界史の研究』第236号2013年。

(05) H. W. V. Temperley, *England and the Near East: The Crimea*, London, 1936; 黛秋津『三つの世界の狭間で——西欧・ロシア・オスマンとウラキア・モルドヴァ問題——』名大出版会2013年、拙稿「19世紀ロシア黒海貿易と南下政策」『ロシア史研究』第100号2017年。黛氏の論考は本邦における当該分野の研究水準を代表するが、タイトルが示すようにオーストリアへの関心は薄いと云える。

(06) V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East, 1834-1853: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834- 1853*, Stanford, 1935, pp. 184- 187, 207- 212; M. S. Anderson, *The Eastern Question: 1777- 1923: A Study in International Relations*, New York, 1966, pp. 110, 125.

なおドイツ統一過程の経済構造を分析するH・ペーメは、条約締結の背景として、バルカン危機に伴う対露包囲=普墺協調の必要という政治・外交上の事情に言及している。H. Böhme, *a. a. O.*, S. 47- 48. またペーメの研究に依拠する本邦の研究にも同様の指摘がある(佐藤、前掲論文、42頁)。これらの研究はあくまで通商問題とは異なる次元における偶発的・突発的な現象としてバルカン問題をとらえているように思われるが、対して小稿はむしろ通商問題の延長線上における必然的・内在的な現象として東方危機を位置付けたい。

(07) H. Rumpler, „Felix Schwarzenberg und das ‚Dritte Deutschland‘: Überlegungen zu Heirich von Srbiks Interpretation der deutschen Politik Österreichs“, H. Fichtenau/ E. Zöllner (Hg.), *Beiträge zur neueren Geschichte Österreichs*, Wien,

1974; S. 380- 381; M. Dermdarsky, „Österreich und der Deutsche Bund 1815- 1866: Anmerkungen zur deutschen Frage zwischen dem Wiener Kongreß und Königgrätz“, H. Lutz/ H. Rumpler (Hg.), *Östereich und die deutsche Frage im 19. und 20. Jahrhundert: Probleme der politisch- staatlichen und soziokulturellen Differenzierung im deutschen Mitteleuropa*, Wien 1982, S. 107- 109; H. Lutz, *Zwischen Habsburg und Preußen: Deutschland 1815- 1866*, Berlin, 1985, S. 390- 393; P. Burg, „Die Triaspolitik im Deutschen Bund: Das Problem einer partnerschaftlichen Mitwirkung und eigenständigen Entwicklung des Dritten Deutschland“, H. Rumpler (Hg.), *a. a. O.*.

〔I〕オーストリア外国貿易とレヴァント市場

まず通商条約前夜 1840-50 年代初頭の貿易・海運活動の実態を拙稿によって整理したい。⁽⁰¹⁾

(1) オーストリア外国貿易

① 陸路貿易

国土環境を反映してオーストリア外国貿易の動脈は陸路にあり、輸入における比重は 1840 年代で 60%、1850 年代初頭で 70%まで上昇する一方、輸出における比重は概ね 80%を維持した。⁽⁰²⁾

まず陸路輸入の市場編成を見ると、ドイツ関税同盟が 1840 年代で 50%前後、1850 年代初頭で 60%を占め、最大となっている。その半分は中継拠点ライプツィヒを擁するザクセンであり、次いでライン川で接続する南ドイツが続くが、1850 年代初頭にはプロイセンが倍増している。またトルコが 1840-50 年代を通じて 20%を維持した。主な輸入品目の仕入れ先を見ると、a) 農業産品の場合、ドイツ関税同盟が 30-40%を占め、トルコも 25-30%を占めるが、その 4 割はルーマニア（モルダヴィア・ワラキア公国）に由来し、土地貴族ボイエールの所領経営＝市場向け生産を示唆する。b) 原料・半製品ではドイツ関税同盟の比重が 60-65%を占めるが、その過半はザクセンであって、ライプツィヒ経由のアメリカ綿花、イギリス・プロイセン綿糸の流入を示している。c) 完成品ではドイツ関税同盟が 1840 年代に 40%から 60%まで急増し、過半に達した。その中心は 1840 年代には南ドイツ、1850 年代にはザクセンであり、それぞれライン川・ライプツィヒ経由のイギリス・プロイセン製品の流入を示唆する。トルコの比重は 20%から 5%未満まで急落する。⁽⁰³⁾

次に陸路輸出の市場構成であるが、ドイツ関税同盟が 45%から 35%前後まで減少、なかでも南ドイツが 20%から 10%まで半減する一方、トルコが 10%前後から 20%近くまで倍増している。主な輸出品目の仕向け先については、a) 農業産品ではドイツ関税同盟が全体の 60%から 50%台まで漸減しながらも最大の相手市場であった。その中心は 1840 年代の南ドイツから 1850 年代初頭にはザクセンへと移行している。b) 原料・半製品の場合、ドイツ関税同盟が 40%から 30%まで後退する一方、イタリア生糸への需要をもつスイスが 35%から 40%まで上昇している。c) 完成品ではドイツ関税同盟が 40%前後で漸減傾向にある一方、トルコが 30%から 40%まで上昇し、最大販路に成長している。トルコ向け輸出倍増の推力は製品輸出の拡大にあったのである。⁽⁰⁴⁾

最後に陸路貿易の収支構造であるが、ドイツ関税同盟が黒字から赤字に転換し、かつ最大の赤字相手となる一方、スイスは一貫して黒字相手として機能し、最大の収支黒字を維持した。対してトルコは 1840 年代の赤字構造が 1850 年代初頭には一部黒字に転化した点が注目される。⁽⁰⁵⁾

② 海路貿易

アドリア海を拠点とする海上貿易の場合、輸入における比重は 1840 年代には 40%を占めたが、1850 年代初頭には 30%まで半減し、輸出における比重は一貫して 20%前後にとどまった。⁽⁰⁶⁾

まず海路輸入の市場内訳を見ると、イギリスが 15%前後を占め、最大である。トルコも概ね 15%前後を占めるが、ギリシア・エジプトを含めたレヴァント全体では 25%前後に達する。なおトルコ

市場の2-4割はここでもルーマニアであり、1840-50年代初頭において全体の2%から4%まで上昇している。主な輸入品目の仕入れ先は、1851年の数値を見る限り、a) 農業産品はイタリア(教皇国家・シチリア)が20%を超え、レヴァント市場も20%に達するが、その3割はルーマニア産品である。b) 原料・半製品は、レヴァント世界が40%に達し、ナイル河口を抱えるエジプトが単独で20%を占めるが、ルーマニアの地位は無視しうる程度にとどまる。c) 完成品では、「世界の工場」イギリスが70%近い水準を保ち、レヴァント世界は5%未満にすぎない。⁽⁰⁷⁾

次に海路輸出の市場構成を見れば、レヴァント市場が合算で40%、このうちトルコが20%まで増大して最大販路に成長したが、ルーマニアは低い水準にとどまる。逆にイタリアは20%まで、イギリスは10%まで下落している。主な輸出品目の仕向け先であるが、1851年の数値を見る場合、a) 農業産品はイギリスが最大販路として25%を占め、1846年の穀物法撤廃に伴う穀物取引の成長を示唆する。b) 原料・半製品の場合、イタリアが35%を占め最大であるが、レヴァント世界も20%に達し、うちトルコが10%を占める。c) 完成品はトルコが50%以上を占めるが、中核は消費市場イスタンブールを抱えるトルコ本土であり、黒海を迂回するルーマニアの比重は低い。⁽⁰⁸⁾

最後に海路経由の貿易収支を見れば、1840年代を通じてほぼ全ての市場に対して赤字であり、1850年代初頭にはイギリスが最大の赤字相手になった。またルーマニアも赤字構造が定着している。例外的に教皇国家は黒字を維持しているが、トルコも1840年代後半には赤字幅を縮小して黒字を記録しており、逆調傾向を打開する生命線として期待されていたと言えよう。⁽⁰⁹⁾

以上の如く1840-50年代初頭においてオーストリアは、西方のドイツ関税同盟・イギリスに対しては、それぞれ陸路ザクセン経由、海路トリエステ経由で工業製品輸入・一次産品輸出を展開し、その製品販売市場・食糧調達市場として機能する一方、東方のオスマン帝国に対しては、陸路バルカン経由、海路トリエステ経由で一次産品輸入・工業製品輸出を加速し、工業国家として機能したのである。なかでもモルダヴィア・ワラキア公国が、陸路ドナウ川経由の取引を通じて、オーストリアの製品輸出販路・食糧調達地帯として急速に成長してきたことが確認できよう。

(2) オーストリア海運

次に、オーストリア外国貿易にとって重要となったルーマニア市場の運輸活動を見よう。オーストリアのルーマニア貿易は、バルカン半島経由では1829年創業の「第一ドナウ汽船会社」Erste Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft (DDSG) によって、⁽¹⁰⁾ トリエステ拠点のアドリア海経由では1836年設立の「オーストリア・ロイド汽船会社」Lloyd Dampfschiffahrts-Gesellschaft (取締役K・ブルック Karl Bruck) によって、展開された。なお1845年の企業協定によって、ロイド汽船会社が第一ドナウ汽船会社からガラツ=イスタンブール区間の運行利権を買収し、ドナウ河口貿易を牽引した。⁽¹¹⁾

ルーマニア両国の貿易拠点ガラツ(モルダヴィア)・ブライラ(ワラキア)両港における海運活動を見ると、寄港船の隻数は、1840年代を通じて年間1,000隻から1,500隻まで倍増している。その船籍内訳を見ると、宗主国のトルコ船が20%台、沿海貿易に従事するギリシア船が最大の40%台を維持し、外国船ではイギリス・オーストリア船が上昇しているが、その水準は各々10%程度にとどまっている。他方、寄港船の重量を見ると、多くの場合、重量比が隻数比より下回るが、例外的にオーストリア船はむしろ重量比が隻数比を上回る。この点はトルコ・ギリシア船では伝統的な小型木造帆船が、オーストリア船では近代的な大型鉄製汽船が主力であったことを意味する。⁽¹²⁾

対して出港船の目的地を見ると、隻数・重量とも、1840年代を通じて帝都イスタンブールをかかえる宗主国トルコ向けが40%で最大である。寄港するトルコ船が20%程度にとどまりながら、トルコ向けに出港する船舶が40%を占める事実は、専らギリシア船がトルコ向け輸出に従事していたこ

とを意味する。またイギリス向けは1850年代初頭には30-40%まで上昇し、トルコを凌駕する最大販路に台頭している。この点は1846年の穀物法撤廃に伴うイギリスのルーマニア穀物輸入の拡大を示しているが、イギリス船が全体の10%程度にとどまりながら、イギリス向けが目的地の30-40%を占める事実は、第三国商船がルーマニア産品をイギリスに輸送したことを示唆する。⁽¹³⁾

視点を变えて、トルコ諸港・ルーマニア諸港におけるオーストリア商船の海運活動を見れば、1840年代を通じて、隻数・貨物総額とも、外国から入港、あるいは外国へと出港した船舶が、オーストリア本国から入港、あるいはオーストリア本国へと出港した船舶を大幅に上回っており、とりわけルーマニア諸港ではこの傾向が強い。この点は、レヴァント海運事業に従事するオーストリア商船が、本国との貿易にとどまらず、第三国との中継貿易を媒介していたことを意味する。⁽¹⁴⁾

以上を約言するに、ルーマニア産品のイギリス向け輸出を媒介した第三国商船としては、レヴァント世界で中継貿易を展開するオーストリア商船が推定されるのである。⁽¹⁵⁾ オーストリアは、ルーマニアのイギリス向け穀物輸出を媒介しながら、ルーマニア貿易黒字を拡大し、これによって自国製品のルーマニア向け輸出を保証するとともに、ドイツ関税同盟に対抗した独自のドナウ経済圏を開拓したと言えよう。対するイギリスは、1846年の穀物法撤廃によってルーマニア穀物輸入を開始するとともに、1849年の航海条令撤廃によってオーストリア海運のイギリス向けルーマニア穀物輸送を解禁し、オデッサ拠点のロシア黒海貿易から脱却した新たな穀物市場を確保したのである。またこの結果ルーマニア両国は、オスマン帝国の穀倉地帯からヨーロッパの食糧基地に転換するとともに、世界市場から自律的であったオスマン帝国経済も最終的に解体したと言えよう。

註

- (01) 拙稿「オーストリア『新絶対主義』と外国貿易——クリミア戦争期『外交革命』の経済的背景——」『鳥取大学・教育センター紀要』第11号2014年。以下では図表の再録を避け、注釈で番号のみ示す。
- (02) 同上、表5。
- (03) 同上、表6①、表10①。
- (04) 同上、表6②、表10②。
- (05) 同上、表6③。
- (06) 同上、表5。
- (07) 同上、表8①、表11①。
- (08) 同上、表8②、表11②。
- (09) 同上、表8③。
- (10) K. Waldbrunner, *125 Jahre Erste Donau- Dampfschiffahrts- Gesellschaft, 1829- 1954*, Wien, 1954; H. Grössing (Hg.), *Rot- Weiss- Rot auf blauen Wellen: 150 Jahre DSDG*, Wien, 1979. 本邦では、佐々木、前掲書、第四章。
- (11) R. E. Coons, *Steamships, Statesmen, and Bureaucrats: Austrian Policy towards the Steam Navigation Company of the Austrian Lloyd, 1836- 1848*, Wiesbaden, 1975. 本邦では、佐々木、前掲書、第五章、高田、前掲論文。
- (12) 拙稿「オーストリア・ドナウ川貿易とモルダヴィア・ワラキア——メッテルニヒ外交の経済構造③——」『鳥取大学・教育センター紀要』第14号2018年、表5・6; P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, “British Trade in the Danubian Ports of Galatz and Braila between 1837 and 1853”, *Journal of European Economic History*, Vol. 8, 1979.
- (13) 前掲拙稿(2018年)、表7、J. H. Clapham, “The Last Years of the Navigation Acts”, *English Historical Review*, Vol. 25, 1910, pp. 481- 482.
- (14) 前掲拙稿(2018年)、表8。
- (15) 拙稿「イギリス航海条令とオーストリア海運——1838年の英墺通商条約とドナウ河航行事業——」『西洋史研究』新輯42号2013年、48-51頁; H. Pavelka, *English- österreichische Wirtschaftsbeziehungen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Wien, 1968, S. 135- 140.

〔Ⅱ〕オーストリア「新絶対主義」とドイツ連邦再建

次に政策展開の主体となる政治権力の性格に関して、領邦・連邦の二元構造から確認したい。

（１）オーストリア「新絶対主義」

まず 1848 年革命後におけるオーストリア国制の再編と支配勢力の実態を見ておこう。

① シュヴァルツェンベルク内閣

1848 年の革命に伴い、ドイツ諸邦では三月前期の絶対主義が動揺し、中小諸邦では立憲体制の整備と三月内閣の編成が進むとともに、⁽⁰¹⁾ プロイセンでも 1848 年 12 月 5 日の欽定憲法によって立憲君主政体が成立した。⁽⁰²⁾ だが、資本主義段階の市民革命の特質として、政治的な市民革命＝身分対立と経済的な産業革命＝階級闘争が並行した結果、封建勢力・市民勢力が連携して急進左派に対抗する構図から反動が進み、中小諸邦の多くでは三月内閣が倒壊したほか、プロイセンも 1850 年 1 月 31 日の憲法改正によって、君主制的な支配原理と身分的・階級的な議会制度を強化している。⁽⁰³⁾ また 1852 年 9 月 8 日の内閣法令は首相マントイフェル Otto Theodor von Manteuffel（在任 1850－58 年）の調整能力を保証し、内閣が国王に責任を負う「官僚絶対主義」が成立した。⁽⁰⁴⁾

対してオーストリアの場合、1848 年 3 月 13 日に宰相メッテルニヒ Metternich が失脚・亡命するなか、皇帝フェルディナント一世（在位 1835－48 年）は 4 月 1 日の定款 Statute によって、君主権力を補佐する「國務会議」Staatskonferenz を廃止、むしろ君主権力を制限する「閣僚参議会」Ministerrat を組織し、⁽⁰⁵⁾ 4 月 25 日の欽定憲法（ピラスドルフ憲法）によって立憲君主政体に移行する。だがこの措置を不服とする自由主義勢力は 7 月 22 日に憲法制定議会を編成し、1849 年 3 月 4 日の民定憲法（クレムジール憲法）によって、立憲制的・連邦制的な国制を志向したが、⁽⁰⁶⁾ 新任宰相シュヴァルツェンベルク Felix zu Schwarzenberg（在任 1848 年 11 月－52 年 4 月）は、新帝フランツ・ヨーゼフ（在位 1848－1918 年）を擁立するとともに、1849 年 3 月 4 日の欽定憲法（シュタディオン憲法）によって君主主義・集権主義の原理を採用し、かつその施行を留保した。⁽⁰⁷⁾ かくして普墺両邦とも、制度的には君主制的な原理の強い立憲君主政体を構築し、革命運動の志向する議会制的な傾向を制限した点で共通するが、運用面では大きく相違したと言える。

あわせて留意すべきは、権力機構を担う官僚の性格である。なかでも新帝フランツ・ヨーゼフは弱冠 18 歳で政治経験を欠いたから、皇帝を指南する側近の意向は重要であった。シュヴァルツェンベルク時代の外交政策を牽引する外務省 Ballhausplatz の主要官僚は、メッテルニヒ時代にその技能を修得した「メッテルニヒ門下」die Schule Metternich's であって、こうした「メッテルニヒ主義者」Metternichians は在外大使にも多く存在し、革命後も亡命先のメッテルニヒに助言を求めたと言われる。またメッテルニヒ自身も内外の外務官僚に書簡を送ったため、シュヴァルツェンベルク内閣の政策決定に一定の影響を与え、革命前後における政策方針の連続を保証することになった。⁽⁰⁸⁾ なかでも三月前期の財務長官 Hoffkammer キューベック Karl Friedrich Kübeck von Kübau（在任 1840－48 年）は、メッテルニヒの失脚に伴い公務を退くものの、先帝の皇后マリア Maria Anna や新帝の母后ゾフィー Sophie ら宮廷の信頼は厚く、1848 年 12 月の帝位交代にも関与したとされる。それ故に宰相シュヴァルツェンベルクの警戒を受け、連邦大使（在任 1849 年 12 月－50 年 10 月）として左遷されるが、1850 年 10 月に帰国すると、政府中枢において重要な役割を果たした。⁽⁰⁹⁾ キューベックの課題はあくまで三月前期の絶対主義の再興であって、三月革命に伴う立憲主義・議会制度を拒否したほか、シュヴァルツェンベルクの折衷的な立憲君主政体にも否定的であった。⁽¹⁰⁾

このため、1849 年憲法・第 73－101 条の「帝国議会」Reichstag が宰相シュヴァルツェンベルクによって形骸化されたのとは対照的に、第 72 条の「帝国参議会」Reichsrat はキューベックの帰国後間

もなく1850年10月19日に初めて開催された。⁽¹¹⁾ 同年12月5日にはキューベックがその議長Reichsratspräsidentに就任し、ロシア国制を模範に細則の整備を進めた。最終的に1851年4月13日の「帝国参議会規則」Reichsrats-Statuteによって、閣僚Ministerは帝国参議会に対して助言を、帝国参議会は皇帝に対して助言を、それぞれ与え、また閣僚は内閣として連帯せず、それぞれ独立して皇帝を輔弼することになった。かくして閣僚は、もはや宰相の統括する閣僚参議会を経由せずとも、帝国参議会を媒介として皇帝に直属したのである。⁽¹²⁾ この結果、従来の宰相シュヴァルツェンベルクの閣僚参議会と、新たなキューベックの帝国参議会との競合関係が生まれ、反発する自由主義閣僚の辞任が相次いでいる。既に1849年7月には内相シュタディオン Franz Stadion が健康不安から引退していたが、1851年1月には法相シュメリング Anton Schmerling が、同年5月23日には商相ブルックが辞任した(表1)。⁽¹³⁾ また同年8月20日の「八月布告」August-Erlässeによって、帝国参議会は皇帝専属の諮問機関に転化し、内閣が帝国議会・関係省庁に対して責任を負う大臣弾劾制・責任内閣制も廃止され、今や閣僚は専ら君主・宮廷に対して責任を負うことになった。⁽¹⁴⁾ 同年9月24日にメッテルニヒがウィーンに帰還したことは、復古主義の勝利を象徴している。⁽¹⁵⁾

以後キューベックは憲法自体の正式な廃棄を志向し、同年9月7日の「準備計画」Vorarbeitにおいて、宰相シュヴァルツェンベルクに復古主義的・身分制的な政治秩序の再建を示唆した。続く9月20日の文書では、単純な三月前期への復帰に対する反発を考慮しながら、新旧両参議会の合同委員会を提案し、皇帝の意向によって10月4日に開催された。合同委員会の座長は帝国参議会議長キューベックが務め、君主政体の維持と帝国領土の一体性を帝国国制の原則として提唱するとともに、また欽定憲法の廃止による単純な三月前期への復帰は否定した。以後、帝国・閣僚参議会はそれぞれ憲法改正を検討し、帝国参議会は12月23日の素案で憲法停止を決定する一方、閣僚参議会は12月29日の決議で欽定憲法の停止・絶対主義の再建に同意した。⁽¹⁶⁾ この措置に抗議して12月26日には蔵相P・クラウス Philipp Klauf が辞任している。⁽¹⁷⁾ 以後、ブルックの後任商相バウムガルトナー Andreas Baumgartner (在任1851年5月-55年3月)が、クラウスの後任蔵相も兼務した。

かくして1851年12月31日の布告＝「ジルヴェスター勅令」Silvesterpatentが公布され、1849年憲法の効力は停止する。当該勅令は3つの勅令(1852年第2-4号法令)から成り、それぞれ留保条件がある。うち第2号法令はシュタディオン憲法の停止を宣言しているが、市民権の中核である法の前の平等、隷民制度の廃止は効力を維持している。次に第3号法令は、欽定憲法と同時公布された基本権勅令を失効したが、宗教儀式と文教行政の運営については権利を温存している。また第

表1 オーストリア主要閣僚

	1848	1849	1850	1851	1852	1853
宰相	Felix zu Schwarzenberg (1848. 11- 1852. 04)					
外務						K. Buol (1852. 04- 1857)
内務	Franz Stadion (1848. 11- 1852. 05)					A. Bach (1852. 05- 1859)
文部	Leo Thun und Hohenstein (1848. 07- 1860. 01)					
法務	Anton Schmerling (1848. 07- 1851. 01)			Karl Krauß (1851. 01- 1857. 05)		
国防	F. Cordon (1848. 11-)	F. Maros-Németh	Anton Csorich di Monte Creto (1850. 07- 1853. 02)			
大蔵	Philipp Klauf (1848. 11- 1851. 12)					
商務	Karl Bruck (1848. 11- 1851. 05)			A. Baumgartner (1851. 05- 1855)		
農林	Ferdinand Thinnfeld (1848. 11- 1853. 01)					

典拠) H. Rumpler, *Einleitungsband: Miniserrat und Ministerprotokolle 1848- 1867*, Wien, 1970, Tabelle 2.

4号法令は憲法を代替する新たな「基本法」organische Einrichtungの基本原則を提示し、欽定憲法が規定する帝国の不可分性、帝冠諸邦の不可侵性、諸邦内部の自治行政に言及している。⁽¹⁸⁾ かくして当該勅令は、表向きは体系的な基本法の制定に向けた道筋を示し、将来的な立憲政体の実現を展望したが、実質的にはシュヴァルツェンベルク体制＝立憲君主制を正式に廃棄し、メッテルニヒ体制の復活（「キューベック体制」Kübeckische Systemの樹立）＝専制君主制を構築したのである。

② ブオル・シャウエンシュタイン内閣

ジルヴェスター勅令は、表向きは皇帝専制を確立したとはいえ、実際には皇帝に責任を負う宰相シュヴァルツェンベルクの政治主導を想定していた。ところが1852年4月5日に宰相シュヴァルツェンベルクが急逝する一方、⁽¹⁹⁾ 続く4月14日の御前会議において皇帝は後任宰相を配置せず、親政を開始する意向を表明した。⁽²⁰⁾ キューベックの国制改革によって、皇帝はもはや閣僚参議会の掣肘のみならず帝国参議会の影響も受けずに、政策方針を決定できたから、ここに「フランツ・ヨーゼフ体制」Franz-Joseph Systemとも呼ぶべき君主独裁＝「新絶対主義」が成立する。⁽²¹⁾

また宰相の兼務してきた外交業務の担当として、4月11日に新任外相ブオル＝シャウエンシュタイン Karl Ferdinand von Buol-Schauenstein（在任1852－59年）が就任した。⁽²²⁾ 宰相シュヴァルツェンベルクの死去と宰相職位の不在によって、閣僚参議会を拠点とする君主制度への抵抗は終演し、ブオル時代には政府機関のさらなる再編が行われた。まず1852年4月12日の勅令によって閣僚参議会は「閣僚会議」Ministerkonferenzに再編された。その議長は、形式上は皇帝が務める建前であったが、常に出席するとは限らず、実質的に外相ブオルが統括した。従来の閣僚参議会と同じく閣僚会議の機能はあくまで皇帝の裁定に必要な助言の付与に限定されたが、あらゆる最高意志の「最高執行機関」として、行政活動を調整・統一する役割を与えられた。⁽²³⁾ 他方、1849年憲法・1851年諸法に基づく帝国参議会は「皇帝の顧問」として助言の付与に専従した。基本的には両者とも相互に独立した組織であり、前者の座長ブオルは皇帝の要請によって後者の審議に参席する場合もあったが、後者から必要な情報を獲得する権限をもたず、このため皇帝に提示する政策方針をめぐってしばしば対立し、政府内部の迅速な意志統一を阻害することになった。⁽²⁴⁾

なお1852年4月11日から警察長官 Oberste Polizeibehörde のケムペン Johann Kempen が、続く1853年2月10日には高級副官 General-Adjutant のバンベルク Josef Bamberg が、閣僚会議の構成員となった。法相・防相に従属すべき関係官庁の高級官僚が参加していることは、閣僚会議が議決機関ではなく、あくまで執行機関であったことを示唆する。なかでも軍事は閣僚会議が干渉できない皇帝の専権事項とされ、皇帝直属の「陸軍官房」Militärkanzlei・「軍司令部」Armee-Ober-Kommandoが管轄した。なかでも皇帝が即位直後に任命した第一高級副官 Erste General-Adjutant のグリュンネ Karl Grünne は、軍事に加え、関連の政策領域に強い発言権をもった。⁽²⁵⁾

（2）ドイツ連邦の動向

次に各邦を連結する連邦組織の動きを見よう。

① ドイツ連邦の再建

1848年の革命によってドイツ連邦は解体し、同年フランクフルトで開催された「ドイツ国民議会」Nationalversammlungは同年10月27日の決議で普墺両邦の非ドイツ領域（普領ポーゼン・墺領ハンガリー・北イタリア）を除外した国家統一を確認するが、1849年3月27日の帝国憲法ではプロイセン中心の国家統一を想定した。国民議会の解散によってこの構想は挫折するが、プロイセン王国の政務顧問ラドヴィッツ Joseph von Radowitz は、引き続き自国を盟主とする「ドイツ帝国」Deutsches

Reichの形成、及びドイツ帝国とハプスブルク帝国との「ドイツ連合」Deutsche Unionの形成を試み、同年5月30日に三王同盟(プロイセン・ザクセン・ハノーファー)を編成、1850年4月29日のエルフルト憲法によってオーストリアを排除する国家統一を確認する。これに対してオーストリア宰相シュヴァルツェンベルクは、1848年11月27日の帝国議会でハプスブルク帝国全土を含む国家統一＝「七千万人帝国」Reich der 70 Millionenの形成を提唱し、1850年2月27日の四王同盟(ザクセン・ハノーファー・バイエルン・ヴュルテンベルク)を後援した。普墺両邦の覇権争いは1850年10月のホルシュタイン独立問題・ヘッセン憲法闘争を契機として軍事衝突の危機に至るが、ロシアの仲介する11月29日のオルミュッツ協約によってドレスデン会議の開催を確認する。⁽²⁶⁾

ドレスデン会議は1850年12月23日に開催され、4「委員会」Kommission(第一：連邦機関、第二：連邦・諸邦関係、第三：通商・関税、第四：司法)に分かれてドイツ連邦の再編が検討され、1851年4月下旬に主要委員会の改革原案が提出された。4月28日の第一委員会報告は、連邦領域における非ドイツ領域の編入と、連邦組織における普墺両邦・中等諸邦に有利な議決方法、及び連邦軍における応分の兵力供出の義務を、4月25日の第二委員会報告は連邦国制における君主制の原理の強化、革命時代の成果(国民の基本権・代表権)の制限を、同日の第三委員会報告は普墺両邦の非ドイツ領域を含む関税制度の統一を、それぞれ提起している。⁽²⁷⁾ 続く5月15日の第9回総会では、オーストリア代表シュヴァルツェンベルクが各委員会報告の採択を發議したが、プロイセン代表は正規のフランクフルト「連邦議会」Bundestagでの審議を提案、同日の第10回総会ではプロイセン提案が採用され、以後議論の舞台はフランクフルト連邦議会へと移った。⁽²⁸⁾

かくしてドレスデン会議それ自体は具体的な成果を得ることなく解散したが、それでも公式の場における連邦改革の議論は、三月前期を通じてこれまで無かったことであり、こうした議論を触発した契機として一定の役割を果たした。なかでも一部知識層には大きな影響を与え、『ドイツ四季報』die Deutsche Vierteljahrsschrift第3号(1851年6月)の匿名原稿「新旧連邦議会」Der neue und der alte Bundestagは、独立的軍事組織・対外的安全保障の整備、ハプスブルク帝国領域の編入、関税領域の統一と内的自由貿易・外的保護制度、独立的連邦組織の創設・拡充、国民代表機関の整備、河川航行制度・度量衡の統一、ドイツ市民法の整備等々、ドレスデン会議の提言と重複する改革計画をあらためて主張している。⁽²⁹⁾ 他方、ドレスデン会議における基本権・代表権をめぐる議論が普墺両邦の警戒を招いたことも事実であって、連邦議会の開催に先立つ1851年6月6日、両邦は革命行為を未然に防止する反動立法(邦内調査・出版検閲)の提案について秘密裏に協議し、連邦組織の責務は、あくまで1848年以来頻発してきた破壊活動の鎮圧と国内平和のder innere Friedeの維持にあること、したがって今後は、連邦組織の改革よりも、むしろ国内情勢の安定、安寧・秩序の維持、革命成果の排除、革命志向の抑圧を優先することを確認している。⁽³⁰⁾ かくしてドレスデン会議に続き、フランクフルト連邦議会においても、連邦国制をめぐる利害の対立が予想された。

フランクフルト連邦議会では、1851年7月8日の第14回総会においてオーストリア代表トゥーンFriedrich Thun-Hohensteinがドレスデン会議の改革原案に関する審議・採択を發議した。あわせて普墺両邦の代表は、上記の密約に基づく同日の緊急動議によって、①革命時代に一部の諸邦で成立した「国民の基本権」及び自由主義的な憲法・立法の廃棄、②諸邦の反動政策を監視する「連邦反動委員会」Bundesreaktionsausschußの組織と「連邦監査官」Bundeskommisсарの派遣、③社会主義・共産主義を扇動し、君主主義を転覆する新聞・雑誌の禁止、以上を發議している。⁽³¹⁾ この發議を受けて、7月8-10日にドレスデン会議の報告を検討する新たな4「委員会」Ausschußが発足し、まづ旧第一・二委員会を継承する「政務委員会」politischer Ausschuß(7名)は連邦機関の編成・権限

について、次に旧第三委員会に相当する「通商委員会」handelspolitischer Ausschußは（7名）は経済利害の相互振興に関して、また旧第四委員会に該当する「司法委員会」（5名）は連邦最高裁判所に関して、それぞれ検討した。またこれらとは別に「規則改正委員会」der Ausschuß für die Änderung der Geschäftsordnungが組織され、連邦議会・立法権限の再編を検討することになった。⁽³²⁾

② 各委員会の活動

まず政務委員会はドレスデン会議の提起した連邦改革、及び普墺両邦の発議する「連邦反動決議」Bundesreaktionsbeschußを審議した。⁽³³⁾ 両者は本来密接に関連する問題であったが、別々に検討され、まず連邦改革に関して、ハノーファー代表シェーレ Eduard Schele zu Schelenburg は、ドレスデン会議の決議にしたがい、諸邦政府に対する連邦機関の権限を従来の枠内に制限するよう提案した。また反動立法に関して、ザクセン代表ノスティツ Julius Nostitz und Jänckendorf は、普墺両邦の提案を踏まえ、危機対応に必要な体制の整備を支持した。ノスティツの提案をめぐって、ドレスデン会議の成果を重視する中等諸邦バイエルン、バーデン、ヘッセン＝ダルムシュタットは懸念を示したが、普墺両邦の代表が支持し、8月23日の委員会は反動法案を賛成多数（賛成13票・棄権4票）で可決する。他方、連邦改革をめぐっては、オーストリア代表トゥーン、プロイセン代表ビスマルク Otto von Bismarck とも消極的に対応したため、公式な審議の機会はなく、実現していない。⁽³⁴⁾

また司法委員会は司法改革を担当するが、⁽³⁵⁾ メクレンブルク代表エルツェン Jasper Oertzen auf Leppin が旧第四委員会の改革計画を基礎として「連邦最高裁判所」das oberste Bundesgerichtの構成・権限に関する原案を作成した。9月25日の報告が提案する連邦機関（立法・司法）の関係、連邦・諸邦の関係をめぐり、政務委員会を兼任するハノーファー代表シェーレと議論となるが、オーストリア宰相シュヴァルツェンベルクは、ドレスデン会議の最終総会においてこそ連邦司法制度の整備を約束したものの、今や反動体制の強化に専念するなか、司法改革への関心を失っており、オーストリア代表トゥーンの照会にも十分に対応していない。1852年3月22日にはハノーファー代表の後任ボトマー Carl Bothmer が審議再開を求めるが、委員長トゥーンは応答せず、その後任プロクেশユ・オステン Anton von Prokesch-Osten（在任1853-55年）もドレスデン会議を踏まえた連邦改革を志向していたが、本国政府から指示が無い以上、対応することはできなかった。⁽³⁶⁾

普墺両邦が重視する国内平和はあくまで伝統的な君主政体の再建を意味したから、1848・49年の革命から1850-51年のドレスデン会議へと至る過程では、改革の推進による革命の懐柔が志向されたが、1851年のドイツ連邦議会では、むしろ改革の抑制による革命の阻止が志向されたのである。かくして形式的にはドレスデン会議の原案を検討する各種委員会が組織されながら、実質的にその役割は機能せず、連邦改革は実現しなかった。⁽³⁷⁾ かくしてプロイセンのドイツ連合計画、続く普墺二元主義構想のいずれも破綻した一方、オーストリアの七千万人帝国構想も挫折したのである。

だが1852年4月5日に宰相シュヴァルツェンベルクが死去し、反動体制の一角が動揺すると、ザクセン（ボイスト Friedrich Ferdinand von Beust）、バイエルン（プフォルテン Ludwig von Pfordten）、ヴェルテンベルク（ヒューゲル Karl Eugen von Hügel）、ヘッセン＝ダルムシュタット（ダルヴィク Carl Friedrich von Dalwigk zu Lichtenfels）をはじめ中小諸邦は、旧来のドイツ連邦を基礎とした分邦体制の再建、あるいは中小諸邦の独立的な連合組織の形成を模索し、普墺両邦の覇権主義に抵抗することになる。⁽³⁸⁾ このため普墺両邦が中小諸邦の挑戦を封殺するには、統一問題をめぐる覇権争いを止揚して相互の提携を強化する必要に迫られていたと言える。

註

(01) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 502-547; F・ハルトウング（成瀬・坂井訳）『ドイツ国制史——15世紀から現

- 代まで——』岩波書店1980年、298-308頁、山田晟『ドイツ近代憲法史』東大出版会1963年、26-28頁。
- (02) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 746-751; 山田、前掲書、33-34頁; 林健太郎『ドイツ革命史』山川出版社1990年、121-125頁、成瀬他編、前掲書、318-320、348-349頁。なお後註(03)の邦語文献には言及がない。条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, 3Bde., Stuttgart, 1961, Bd. 1, Nr. 163, S. 385-395.
- (03) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 54-128; F・ハルトウング、前掲邦訳、355-361頁、山田、前掲書、34-35頁、飯田・中村・野田・望田『ドイツ現代政治史——名望家政治から大衆民主主義へ——』ミネルヴァ書房1966年、54-55、64-66頁、望田幸男『近代ドイツの政治構造——プロイセン憲法紛争史研究——』ミネルヴァ書房1972年、42-46、50-59頁。なお前註(02)の邦語文献には言及がない。条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 168, S. 401-414; 高田・新宿編訳『ドイツ憲法集』信山社2001年、55-84頁。
- (04) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 64-65; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 2, Nr. 6, S. 9. 三月前期におけるその形成について、飯田・中村・野田・望田、前掲書。42-44頁。
- (05) H. Rumppler, *Einleitungsband: Minisiterrat und Ministerprotokolle 1848- 1867: Behördengeschichtliche und aktenskundliche Analyse*, Wien, 1970, S. 16-21. 閣僚参議会文書は1990年代にW・ハインドルHeindlらによって編纂・公刊された。うち革命期については、W. Heindl(Hg.), *Die Protokolle des österreichischen Ministerrates 1848-1867*, Abteilung I: Die Ministerien des Revolutionsjahres 1848: 20 März 1848- 21 November 1848, Wien, 1996. なお国務会議はメッテルニヒによって1836年12月5日に組織され、君主権力を補佐する機関として機能していた。H. Sybel, „Die österreichische Staatskonferenz von 1836“, *Historische Zeitschrift*, Bd. 38, 1877.
- (06) W. Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte*, Wien, 2001, S. 117-119. 条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch zur österreichischen Verfassungsgeschichte 1848-1955: Anhang: ältere Quellen*, Wien, 2012, S. 5-13; 石田裕子訳「クレムジール憲法草案」『東欧史研究』第26号2004年、52-66頁。
- (07) W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 119-120. 条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 19-27; 武藤真也子訳「シュタディオーン憲法」『東欧史研究』第26号2004年、67-77頁。シュヴァルツェンベルクの施策については、R. Kiszling, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Der politische Lehrmeister Kaiser Franz Josephs*, Graz, 1952; S. Lippert, *Felix Fürst zu Schwarzenberg: Eine politische Biographie*, Stuttgart, 1998.
- (08) K. Obermann, „Unveröffentlichte Materialien über die Tätigkeit Metternichs in der Revolution von 1848- 1849“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 21, 1968; R. Austensen, “The Making of Austria’s Prussian Policy 1848-1852”, *Historical Journal*, Vol. 27, 1984, pp. 865-866. なおメッテルニヒは1848年3月からロンドン、1849年10月からブリュッセルに滞在したが、1851年5月から所領ヨハネスブルクに移り、同年9月に帰還する。
- (09) F. Walter, „Die Ofener Sendung des Carl Friedrich Freiherr Kübeck von Kübau, März/ April 1949“, *Südostdeutsches Archiv*, Bd. 3, 1961, S. 182-197; H.- H. Brandt, „Kübeck von Kübau, Carl Friedrich Freiherr“, *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 13, 1982, S. 169-171.
- (10) F. Walter, „Karl Kübeck Freiherr von Kübau und die Aufrichtung des Franzisko-josephinischen Neuabsolutismus“, *Süd Forschungen*, Bd. 19, 1960, S. 200-205. キューベックとメッテルニヒの親交については、A. Beer (Hg.), *Kübeck und Metternich: Denkschriften und Briefe*, Wien, 1897; M. Kübeck, *Metternich und Kübeck: Ein Briefwechsel: Supplementband der „Tagebücher des Carl Friedrich Kübeck von Kübau“*, Wien, 1910.
- (11) F. Walter, *Die österreichische Zentralverwaltung*, Abteilung III: Von der Märzrevolution 1848 bis zur Dezemberverfassung 1867, 4Bde., Wien, 1964-71, Bd. 1: Die Geschichte der Ministerien Kolowrat, Ficquelmont, Pillersdorf, Wessenberg- Doblhoff und Schwarzenberg, S. 435-458; Bd. 2: Aktenstücke, S. 117-127, T. Kletecka, „Einleitung“, W. Heindl(Hg.), *Die Protokolle des österreichischen Ministerrates 1848- 1867*, Abteilung II: Das Ministerium Schwarzenberg, 5Bde., Wien, 2002-2013, Bd.4 [14. Oktober 1850- 30. Mai 1851], 2011, S. XI-XXIV.

なおReichsratの訳語として、「帝国評議会」(スケッド、前掲邦訳、157頁、奥 正嗣「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開——1848年～1851年 初期立憲主義の確立——」大阪国際大学『国際研究論叢』第16・17巻2003年、3、9頁)、「帝国審議会」(南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』〔新

- 版世界各国史⑩) 山川出版社 1999 年、207 頁)、「帝国議会」(ベラー、前掲邦訳、98 頁、オーキー、前掲邦訳、202 頁)があるが、後者は Reichstag との峻別が必要だろう。
- (12) W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 134-135; A・スケッド、前掲邦訳、159-160 頁、S・ベラー、前掲邦訳、71-72 頁、奥、前掲論文、14-15 頁。条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 34-35。こうした組織の枠組は、メッテルニヒが 1811 年に構想した帝国参議会 Reichsrat、あるいは 1836 年の國務会議に近い。
- (13) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 457-487; ders., *a. a. O.*, S. 209-211; H. Rumpler, *Einleitungsband*, S. 32-35; T. Kletecka, „Einleitung“, W. Heindl (Hg.), *a. a. O.*, Bd. 4, S. XXXIV-XXXVIII; L. Sondhaus, “Schwarzenberg, Austria, and the German Question, 1848-1851”, *International History Review*, Vol. 13, 1991, pp. 17-18.
- (14) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 490-508; H. Rumpler, *Einleitungsband*, S. 39-40; T. Kletecka/ A. Schmied-Kowarzik, „Einleitung“, W. Heindl (Hg.), *a. a. O.*, Bd. 5 [4. Juni 1851- 5. April 1852], 2013, S. IX- XV; T. Kletecka, „Die Installation der Autokratie: Von den Augusterlässen 1851 bis zur Demontage des Ministerrates 1852“, H.- H. Brandt (Hg.), *Der österreichische Neoabsolutismus als Verfassungs- und Verwaltungsproblem: Diskussionen über einen strittigen Epochenbegriff*, Wien, 2014; W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 135-136; 奥、前掲論文、14-15 頁。条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 35-36.
- (15) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 382-383.
- (16) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 523-539; T. Kletecka/ A. Schmied-Kowarzik, „Einleitung“, S. XVI-XXVIII; T. Kletecka, *a. a. O.*, S. 98-104.
- (17) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 539-540; T. Kletecka/ A. Schmied-Kowarzik, „Einleitung“, S. LIV-LVII.
- (18) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 543-544; W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 136-137; 林、前掲書、184 頁、成瀬他編、前掲書、358-359 頁、南塚編、前掲書、207-208 頁。条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 37-38; 石田・武藤訳「ジルヴェスター勅令(1851年12月31日付勅令)」『東欧史研究』第27号2005年。
- (19) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 566-567; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 401-402.
- (20) 林、前掲書、184 頁、成瀬他編、前掲書、358-359 頁、南塚編、前掲書、208 頁。
- (21) F. Walter, „Zur Problematik der Persönlichkeit Kaiser Franz Joseph I“, *Südost-deutsches Archiv*, Bd. 5, 1962.
- (22) H. Rößler, „Buol-Schauenstein, Karl Graf“, *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 3, 1957, S. 23-24
- (23) T. Kletecka/ A. Schmied-Kowarzik, „Einleitung“, S. XXVIII-XXXIII; F. Engel- Janosi, „Einleitung“, W. Heindl, *Die Protokolle des österreichischen Ministerrates 1848-1867*, Abteilung III: Das Ministerium Buol- Schauenstein, 6Bde., Wien, 1975-2015, Bd. 1 [14. April 1852- 13. März 1853], S. IX- XI.
- (24) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 567-570; H. Rumpler, *Einleitungsband*, S. 47-49; T. Kletecka, *a. a. O.*, S. 106-107。本邦では、奥 正嗣「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開——1852年~1867年 君主制の統一国家(新絶対主義)——」大阪国際大学『国際研究論叢』、第18・19巻2005年。
- (25) H. Rumpler, *Einleitungsband*, S. 49-50.
- (26) 概要は、拙稿「ドレスデン会議(1850/51年)の経済史的意義——オーストリア・レヴァント貿易と『中部ヨーロッパ関税連合』構想——」(中)『鳥取大学・教養教育センター紀要』第18号2022年。
- (27) J. Müller, *Die Dresdener Konferenz und die Wiederherstellung des Deutschen Bundes 1850/51*, München, 1996 [L. Gall (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Deutschen Bundes*, Abteilung III: 1850-1866, Bd. 1] (以下、*QGDB*, III- Bd. 1), Dok. 89, S. 82, S. 419-455; Dok. 83, 464-479; Dok. 85, S. 485-487.
- (28) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 89, S. 502-540, Dok. 90, 540-546。概要は、前掲拙稿(下)、前掲誌、第19号2023年。
- (29) J. Müller, *a. a. O.*, S. 72-74; ders., *Der Deutsche Bund zwischen Reaktion und Reform 1851-1858*, München, 1998 [L. Gall (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Deutschen Bundes*, Abteilung III: 1850-1866, Bd. 2] (以下、*QGDB*, III- Bd. 2), Dok. 2, S. 6-38.
- (30) *QGDB*, III- Bd. 2, Dok. 8, S. 55-59.
- (31) J. Müller, *a. a. O.*, S. 79-81.
- (32) J. Müller, *a. a. O.*, S. 78-79.

- (33) メンバーとして、オーストリア (Friedrich Thun-Hohenstein)、プロイセン (Theodor Rochow)、バイエルン (Karl Xylander)、ザクセン (Julius Nostitz und Jänckendorf)、ハノーファー (Eduard Schele zu Schelenburg)、バーデン (August Marschall von Bieberstein)、ヘッセン＝ダルムシュタット (Joseph Münch-Bellinghausen) の代表、代理人としてヴェルテンベルク (Hugo Reinhard)、15 区 Kurie (Wilhelm Eisendecker) の代表が参加した。J. Müller, *a. a. O.*, S. 81.
- (34) J. Müller, *a. a. O.*, S. 81-83; *QGDB*, III- Bd. 2, Dok. 14, S. 83-84; 時野谷亮「ドイツ連邦 (1815-1866 年) 再考——研究動向を中心に——」、大内宏一編『ヨーロッパ史のなかの思想』彩流社 2016 年所収、96-97 頁。
- (35) メンバーは、オーストリア、ハノーファー、ヘッセン大公国、ブラウンシュヴァイク、ナッサウ、及びメクレンブルク、各邦の代表から編成された。J. Müller, *a. a. O.*, S. 84, 577.
- (36) J. Müller, *a. a. O.*, S. 84-86.
- (37) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 925-926.
- (38) E. E. Kraehe, "Austria and the Problem of Reform in the German Confederation, 1851-1863", *American Historical Review*, Vol. 56, 1950, pp. 276-277; M. Derndarsky, „Österreich und die Deutsche Frage zwischen 1848 und 1866/ 71: Konzeptionelles Dilemma und situative Probleme der Donaumonarchie gegenüber Deutschland“, J. Becker/ A. Hillgruber (Hg.), *Die deutsche Frage im 19. und 20. Jahrhundert*, München, 1983, S. 77-78.

【Ⅲ】通商政策

以下、通商条約の背景となる政策過程について、まず通商政策を各邦・連邦レベルで確認しよう。

(1) 関税・運輸政策

まず各邦の通商政策について、普墺両邦を中心に確認しよう。

① オーストリア関税改革と中欧関税連合の追求

シュヴァルツェンベルク内閣の商相ブルック (在任 1848-51 年) は、1848 年 11 月に就任した後、1849 年 1 月に「関税委員会」Commission (座長 A・バウムガルトナー及び委員 K・ホック Karl Hock 他) を任命して政策方針を諮問する。委員会は 1849 年 4 月 13 日の報告によって禁止制度の廃止を勧告し、同年 11 月 10 日の官報で概要を公表したほか、1850 年 9 月 13 日にはアドリア海諸港の自由貿易の制限を提言した。⁽⁰¹⁾ これを受けてブルックは 1849 年 10 月に商務省を「通商・産業・建設省」Ministeriums für Handel, Gewerbe, und öffentliche Bauten に改組して組織的な通商・運輸政策に着手し、⁽⁰²⁾ また官報に三大覚書 (①1849 年 10 月 26 日、②同年 12 月 30 日、③1850 年 5 月 30 日付け) を順次発表しながら、ドイツ関税同盟・オーストリアの関税統一＝中欧関税連合の形成を構想するとともに、その前提として禁止制度の廃止＝関税制度の改革を主張するに至った。⁽⁰³⁾

また関税改革の前提として帝国各地の経済事情を把握する必要から、1850 年 12 月 22 日の通知でウィーン「関税会議」Congress を召集した。折しも前述の如く連邦レベルでは 1850 年 12 月 23 日からドレスデン会議が開催され、諸邦の政治・関税統一が討議されるなか、邦内では 1851 年 1 月 21 日にウィーン関税会議が開催されたのである。商相ブルックは開会演説において、関税会議は国内における「この種の最初の会合」であること、関税改革は、国家の財政利害のみならず、国民の農業・工業・商業利害の観点から不可欠であること、また 1848 年革命以来の大幅な国内変革となるほか、将来における連邦関税の統一に向けた一歩となることを指摘し、その意義を強調した。関税会議は帝国各地の産業・商業利害から関税制度に関する意見を聴取したが、工業関税をめぐる銑鉄・綿業利害から批判を受けるなど、多くの課題を残しつつ、2 月 20 日に閉会する。2 月 22 日の官報は、関税問題をめぐる国内意見の集約を、国民統一の物質的な基礎として評価している。⁽⁰⁴⁾ だがブ

ブルック自身はドレスデン会議の閉会＝中欧関税連合の頓挫を契機に5月23日に辞任し、政界も引退して本業のロイド汽船会社の経営に復帰した。⁽⁹⁵⁾ このため後任商相バウムガルトナーが関税改革を継承し、1851年11月6日に関税改革が実行される。⁽⁹⁶⁾ なお前述の通りバウムガルトナーは同年12月から蔵相も兼任したから、通商・運輸・財務の組織的な政策展開が可能になったと言える。

新たな関税表では、課税品目の一覧が従来のアルファベット順から、関税同盟と同じ30種類の品目単位での配列へと変更された。税率に関しては、まず輸入関税の場合、品目総数は654品目から338品目へと大幅に整理され、うち15品目は免税、残る323品目は最低1クロイツァー・最高250グルデンの範囲で35等級の税率が適用された。原則として、奢侈的な農業産品・熱帯産品には高率の税率が、国内産業向け原料には経費節減のため軽微な税率が採用された。なかでも国内需要が高い綿糸・鉄銑への税率は大幅に緩和、逆に競争能力の劣る麻糸・紡毛への税率は強化されている。他方、自由競争の促進によって国内産業を刷新するべく、工業製品への税率は緩和された。また輸出関税は概ね廃止され、246品目に財源目的の軽微な税率が設定された。同じく通過関税も12品目のみ免税、326品目に軽微な収入関税が適用された。かくしてオーストリア通商政策は、18世紀以来の伝統的な禁止制度から関税制度に基づく保護貿易 *Schutzzoll-Politik* へと劇的に転換したのである。発効は1852年2月1日、有効期間は1854年12月末に設定された。⁽⁹⁷⁾

以上の関税制度の適用領域であるが、多民族国家のハプスブルク帝国には種々の関税制度が併存していたものの、まず三月前期1826年の関税改革によってスラヴ・イタリア諸邦と関税制度が統一され、次に1848年の三月革命・49年のハンガリー独立戦争を経て、1850年10月1日の勅令によってライタ川 *Leitha* のオーストリア・ハンガリー境界関税を廃止した。続く1851年7月1日には当初容認されたハンガリー独自の専売制度も廃止され、かくしてプロイセン主導のドイツ関税同盟に比肩する、巨大なオーストリア・ハンガリー関税同盟が成立したのである。⁽⁹⁸⁾

また外国貿易の振興に関して、商相ブルックは海外現地で活動する有能な水先案内人が必要との考えから、在外領事に対する監督権限を従来の外務省から自身の商務省に集約している。ブルックは、今後の貿易取引の地理的な方向として、なかでも東方＝レヴァント市場を重視し、「トルコ及びその属領に対して、その隣国であるオーストリアほど関心をもつ国は他に無い」、「レヴァント貿易の繁栄はオリエント世界に展開する領事の状況・活動と密接に関係する」として、オスマン帝国領内における在外領事の新設に努めた。⁽⁹⁹⁾ なお三月前期1840年代の通商政策を牽引した財務長官キューベックの通商構想に付言すれば、キューベックはもともと自由貿易の採用とドイツ関税同盟への加入を提唱していたが、1841年11月9日の覚書では、むしろ国内産業の振興のために保護関税の維持を認め、プロイセン中心のドイツ関税同盟への加入に慎重な態度を示す一方、むしろオーストリア＝ハンガリー境界関税の撤廃、ハンガリー・ジーベンビュルゲン市場の開放、イタリア諸国との通商結合、以上を梃子とした輸出市場の確保を提言している。全体としてキューベックの場合も、商相ブルックと同じく、オーストリア外国貿易の基本方向として、ドイツ関税同盟が展開する北西方面ではなく、むしろ南東のバルカン・地中海方面を重視していた点が注目されよう。⁽¹⁰⁾

外国貿易の振興には条約体系の整備が必要となるが、レヴァント世界と接続するアドリア海沿岸のイタリア諸国との間では、商相ブルックの準備した条約計画が、後任商相のもとで実現している。まずサルディニアの場合、1849年8月6日の講和条約によって、政治的な友好関係の再建とともに、経済的な通商交渉の開始を確認していたが、後者は1851年10月18日のオーストリア＝サルディニア通商条約へと帰結した。またモデナ公国とは1851年6月4日に電信協定、10月19日に郵便協定を、パルマ公国とも1851年9月15日に電信協定、17日に郵便協定を締結し、最終的に1852

年8月9日にオーストリア・モデナ・パルマ関税協定が成立する(1853年2月1日発効)。オーストリアはこれらの条約体系を通じて、属領トスカーナ・モデナ・パルマ三国を結ぶ「中部イタリア関税統一」*eine mittelitalienische Zolleinigung*を、さらにはドイツ関税同盟に対峙する「オーストリア・イタリア関税同盟」*ein österreichisch-italienischer Zollverein*を目指したのである。⁽¹¹⁾

② オーストリア運輸政策とドナウ河口問題

制度的な通商協定と並行して、物理的な運輸体系も整備された。陸上輸送の根幹となる鉄道整備を見ると、既に三月前期の1830年代にウィーン＝クラクフを結ぶ北部鉄道 *Nordbahn* が着工したが、1841年に財務長官キューベックはレヴァント貿易の窓口となるアドリア海方面への路線開設を提唱し、ウィーン＝トリエステを結ぶ南部鉄道 *Südbahn* の建設も開始された。だがキューベックは国有鉄道であっても民間委託の原則を採用し、結果的に難所のゼメリング峠 *Semmering* で橋梁工事が大幅に停滞した。⁽¹²⁾ このため商相ブルックは1849年10月に商務省を改組して運輸事業を吸収した後、同年12月1日に国有鉄道の直轄を進言、1851年5月に南部鉄道を国営組織に再編し、1853年8月にウィーン＝グログニッツ *Gloggnitz*＝ミュルツツシュラク *Mürzzuschlag* 区間を完成した(全線開通は1857年)。また1851年5月1日にはオーストリア・教皇国家・トスカーナ・モデナ・パルマの五カ国で鉄道協定を締結し、オーストリア・イタリア鉄道体系の接続を確認している。⁽¹³⁾

他方、海運会社の振興を見ると、まずドナウ河川事業を牽引する第一ドナウ汽船会社は、1852年8月16日の特許更新によって13.5百万グルデンへの増資と1880年への期限延長が確認され、オーストリア領内のドナウ川独占航行が再認された。配当は株式額面の5%を上限とし、収益に応じて臨時配当も認められた。なお1850年代の東方危機によって営業成績は悪化するが、旅客の減少に反して貨物の運送はむしろ上昇している。⁽¹⁴⁾ またレヴァント海上貿易を主導するオーストリア・ロイド汽船会社は、創業者のブルックが1851年5月に商相を辞任して会社経営に復帰して以後、1850年代を通じてレヴァント各港との定期航路を拡大している。またイタリア半島でも1852年にはポー川の水運利権を受託し、汽船事業を「ポー汽船会社」*Po-Dampfshiffahrtsgesellschaft* から買収、週3便のトリエステ＝ミラノ定期航路(行程4日)を開設した。ブルックにとって、商相としての条約・運輸体制の整備は、実業家としてのレヴァント貿易・海運の展開と、表裏一体であった。⁽¹⁵⁾

海運会社にとっては、あわせて河川・海域の安全航行が課題となる。なかでもバルカン半島ではドナウ川航行の確保が問題となるが、まず上流域については1851年12月2日のオーストリア・バイエルン協定によって、1816年4月14日の河川条約が更新・改正され、第1条は全ての諸国にドナウ川及びその支流の船舶自由航行を認めるが、定期運行は加盟国の船舶に限り、また国内運行は当該国の船舶に限るとした。第2条は同業組合・その他組織のあらゆる特権を廃止したが、「第一ドナウ汽船会社」及び「バイエルン＝ヴェルテンベルク汽船会社」の運行特権は別途規定するとした。また第3条は貿易取引・治安維持に関する規定の整備、第4条は取引許可制 *staple-rights* 及び港湾税の廃止、第7条はオーストリア＝ハンガリー国境料金の廃止、ハンガリー領内通航料金の改正、本国船・外国船の平等待遇、第12・13条は加盟各国の流域整備義務を定めている。⁽¹⁶⁾

また下流域については、ドナウ河口デルタ地帯の通航保全が課題となる。ドナウ河口デルタ地帯を構成する三水道のうち船舶航行の動脈は中央のスリナ水道 *Sulina Channel* であり、大型汽船の通過には最低11フィートの水深が必要だったとされるが、アルプス山麓から流れ込む土砂の量は尋常ではなく、定期的な土砂の除去(浚渫)が不可欠であった。⁽¹⁷⁾ ドナウ河口は近世を通じてオスマン帝国の支配領域であったが、1828-29年の露土戦争＝1829年のアドリアノーブル条約によって、当該水道の管理権はロシア政府に移行し、以後ロシア現地当局が河口地帯の保全義務を負った。⁽¹⁸⁾

このため財務長官キューベックは1840年7月25日の奥露通商条約（10年期限）によってドナウ下流域の自由航行とドナウ河口の整備義務を確認したが、⁽¹⁹⁾ 当該条約は1850年9月22日に満了し、商相ブルックは暫定1年の更新を確認したものの、更新交渉は難航し、1851年9月に失効している。もっとも1815年のウィーン会議における国際河川の自由航行原則に基づきドナウ川自由航行そのものは保証されたが、河口通行はその後も国際問題の焦点となった。⁽²⁰⁾

③ プロイセン通商政策と北ドイツ租税同盟の吸収

オーストリアがドレスデン会議によって中欧関税連合の実現を志向するなか、プロイセンは第9回関税同盟総会＝カッセル総会（1850年7月7日－11月3日）・ヴィースバーデン総会（1851年1月26日－6月23日）によってドイツ関税同盟の更新を交渉したが、並行してドイツ関税同盟の拡大を画策している。その地理的な方向として注目されたのは北西諸邦である。なかでもハノーファー王国は、対外的には北海沿岸・エルベ川を通じて西欧・海外市場の窓口となる一方、連邦内では西部でライン地方、東部でブランデンブルクと接続したから、プロイセン東西領土を連結する回廊としても機能し得た。だが、政治的には18世紀よりイギリス・ハノーヴァー朝と同君連合（1714－1837年）を、経済的には近隣諸邦と1834年5月に「北ドイツ租税同盟」*Steuerverein*を組織し、その後1837年にイギリスとの同君連合は解消するものの、1844年に対英通商条約を締結するなど、独自の通商政策を展開していたのである。しかし三月革命を契機として、ヘッセン選帝侯国において課税問題をめぐる君主・議会对立＝憲法紛争が発生し、ヘッセンを経由する従来のプロイセン東西連結が動揺する一方、ハノーファー王国ではむしろベニクセン＝シュテーフェ反動内閣 *Bennigsen-Stüve* が成立し、1849年5月26日の三王同盟（プロイセン・ザクセン・ハノーファー）によってプロイセンとの関係を強化すると、プロイセンはヘッセンを代替する新たな「生命線の関税領域」*ein lebensfähiges Zollgebiet* としてハノーファーへの期待を高めた。他方、ハノーファー王国は中継貿易を促進する自由貿易政策を採用していたから、オーストリアの構想する中欧関税連合の保護貿易路線よりも、ドイツ関税同盟の低率関税主義に親和性をもっていた。⁽²¹⁾

このため既にプロイセンとハノーファーとの通商交渉は1840年代から始動しているが、交渉が難航した背景には関税収入の配分問題がある。ドイツ関税同盟は関税収入を加盟諸邦の人口規模に比例して配分していたが、折しも三月革命によって多くの諸邦が立憲主義を採用した結果、各邦政府の邦内課税に対する各邦議会の統制は強まっていたから、議会の掣肘を受けない自由な財源として、各邦政府の関税収入に対する期待はますます高まっていた。だがハノーファーは、他邦より長い海岸線・港湾を保持する故に、外国貿易の窓口として税関手続・関税徴収を管理・運営する義務を負ったから、単純な人口比率に基づく正規配分に加えた追加配分を要求したのである。⁽²²⁾

プロイセン通商官僚デルブリュック *Rudolf von Delbrück* は、ドレスデン会議と並行して秘密裏にハノーファーと通商条約交渉を再開したが、ハノーファー蔵相クレンツェ *Otto Karl Klenze* の条件は、関税収入の配分方法における優遇措置、植民地産品に対する輸入関税の緩和、関税同盟の採用する塩専売制の免除、であった。いずれもプロイセンには受け入れがたかったが、中欧関税連合に対抗するにはヘッセン選帝侯国の離脱を代替する東西中継地点の確保は不可欠であった。このためデルブリュックはハノーファーに対する優遇措置を認めざるを得ず、最終的に1851年9月7日にプロイセン＝ハノーファー通商条約（九月条約 *Septembervvertrag*）が締結される。この条約によって、①関税収入の人口比割当額に対する75%割増（*Präzipium*）、②熱帯産品・酒類（コーヒー・茶・タバコ・糖蜜・コニャック・ワイン）に対する財政関税の引下、甜菜に対する引上、③鉄道レールに対する免税、④塩専売制度の適用免除、⑤道路・河川（エルベ・ヴェーゼル川）通

行料金の維持、以上が確認されている。当該条約の有効期間は1854年1月1日の発効から1865年12月31日までの12年間とされ、適用対象としては、直接的にはプロイセン・ハノーファー両邦の個別条約でありながら、その範囲を越え、前者の統括するドイツ関税同盟の諸邦、及び後者の統括する租税同盟の諸邦にも適用された。ただし関税収入の優遇配分はハノーファーのみ享受した。⁽²³⁾

九月条約をめぐる租税同盟の動きを見ると、シャウムブルク＝リップペ公国 Schaumburg-Lippe はもともとハノーファー選帝侯国と同一の関税制度を採用しており、1851年9月25日から当該条約に加盟した。またオルデンブルク公国も1852年3月1日の関税協定によって関税同盟に接続し、かくして北ドイツ租税同盟の解消とドイツ関税同盟の拡大が実現する。⁽²⁴⁾ 以後プロイセンは北ドイツ関税同盟諸邦との接続によって、もはやヘッセン無しでも東西プロイセンを連結できたほか、南ドイツ諸邦が離脱した場合でも海外貿易の窓口である北海・バルト海沿岸都市、就中ハンブルクとの接続を確保することができた。逆に自由貿易を展開するハノーファーの加盟によってドイツ関税同盟の自由貿易路線が補強され、保護主義を志向する関税連合の実現は一層困難になったと言える。「オルミュッツの屈辱に対する補填への最初の一步」(H・ベーム)とされる所以である。⁽²⁵⁾

関税同盟の拡大と並行して、外国諸国との通商条約も整備された。まず北西のライン河口方面に関して、ベルギーとは1844年9月1日の通商条約が存在したが、ベルギー鉄製品への優遇措置(一般税率10グロッシェンに対して軽減税率5グロッシェン)をめぐる関税同盟の内部では批判が多く、1850年12月31日の期限満了に続く1852年2月18日の通商条約(1年期限)では優遇税率が7.5グロッシェンまで緩和された。だが1853年12月の期限満了に際して当該条約は更新されず、以後10年間は条約無き通商関係が続く。逆にオランダとは1839年1月に通商条約が締結されたものの、製糖業者を保護するため1841年に失効していたが、新たな1851年12月31日の通商条約によって、輸入関税の相互緩和、船舶の自由航行が確認され、以後70年以上にわたって機能する。中継貿易の拠点オランダとの自由貿易関係は、ハノーファーのドイツ関税同盟加入と相俟って、北西ヨーロッパとの貿易関係を加速したと言えよう。⁽²⁶⁾

あわせて南東方面への通商拡大の試みも注目される。まずサルディニアとは既に1845年6月23日の通商条約が存在するが、1851年5月20日の追加条項によって、サルディニアがフランス・イギリス・ベルギーとの通商条約で承認した通商規定はドイツ関税同盟にも適用された。逆にスイスについては、1835年より優遇税率が適用されてきたが、ドイツ鉄製品に対する輸入関税が強化されたことへの報復として、1851年に優遇税率は撤廃されている。カールスルーエでの関税交渉は挫折したが、1852年7月27日のスイス＝バーデン協定によって、ひとまずライン川のコンスタンツ＝パーゼル間の船舶通航に対する国境料金は削減された。⁽²⁷⁾ また地中海市場の延長として、トルコとの間における1840年10月10日の通商条約が1851年10月16日に改正されたことも注目される。⁽²⁸⁾ ハノーファー・オランダを通じた北海・バルト海進出に比べると、南ドイツ・サルディニアを通じた地中海進出は、なお多くの課題を抱えていたが、先行してアドリア海・ドナウ川経由の東方世界に新規市場を追求したオーストリアには大きな脅威になったと思われる。

(2) 普墺両邦の関税会議と中等諸邦

次に諸邦の関税統一をめぐる動きについて、普墺の対立と中小諸邦の対応も視野に確認しよう。

① ドイツ連邦議会・通商委員会(1851年7-11月)と関税統一計画

前述の如くドレスデン会議・第三委員会は関税制度の統一を勧告し、⁽²⁹⁾ 再建後のドイツ連邦議会では通商委員会が当該問題を検討することになった。⁽³⁰⁾ 関税制度の統一をめぐり、オーストリ

アでは商相ブルックが中欧関税連合の観点から、宰相シュヴァルツェンベルクも国民統一・国力増進の手段として支持していたが、商相ブルック自身はドレスデン会議の閉会直後に辞任したため、後任バウムガルトナーが関税統一に対応した関税改革を進める一方、連邦議会の通商委員会には通商官僚ホックがオーストリア代表として参加した。これに対してプロイセンは関税制度の統一に強く抵抗し、なかでも首相マントイフェルは、自邦中心の政治的なドイツ連合計画の実現に挫折するなか、自邦主導の経済的なドイツ関税同盟の維持に固執し、8月8日にプロイセン代表ロヒョウ Theodor Rochow に対して議論の引き延ばし工作を指示している。⁽³¹⁾ 逆に、内外の中継貿易に従事する自由諸市の代表は、むしろ統一関税の導入に関心を示し、その迅速な実現を主張している。⁽³²⁾

通商委員会は8月9日に最初の報告を提出し、諸邦に対して4週間以内の回答を求めるとともに、旧第三委員会が組織した専門家委員会 *die Sachverständigenkommission* を再び招集し、⁽³³⁾ 改革案に加え、他の海運・度量衡制度の検討を依頼した。この照会に対して9月6日にバイエルン、20日に5邦（オーストリア、ヘッセン大公国、デンマーク、オランダ、ザクセン＝マイニンゲン）、30日に4邦（オルデンブルク、アンハルト、シュヴァルツブルク、ハンブルク）が回答した。また専門家委員会は10月16-21日の審議を経て、11月7日に修正案を採択し、通商委員会は諸邦に対して再び4週間以内の承認を求めた。だがこれに対して12月27日にヴェルテンベルクが、1852年1月7日にプレーメンが賛意を示すにとどまり、他の諸邦は回答を保留している。かくして連邦議会の通商委員会は1851年末には実質的にその活動を停止し、非ドイツ領域を包摂する関税制度はもちろん、ドイツ連邦領内の関税制度あるいは海運・度量衡の統一も実現しなかったのである。⁽³⁴⁾

かくして連邦議会の関税統一が挫折した結果、普墺両邦はそれぞれ北西・南東方面へと通商活動を拡大するとともに、自邦を中心とする関税体系への中小諸邦の抱き込みを図ることになる。

② ウィーン関税会議（1852年1-4月）の関税連合計画とダルムシュタット会議

上述の九月条約（プロイセン＝ハノーファー通商条約）は、ドイツ関税同盟の北西諸邦への拡大によって、オーストリアと南部諸邦の接近を牽制したが、その反面、通商条約の締結による加盟諸邦の拡大という事実は、通商交渉の梃子とするオーストリアの同盟加入に先例を与えた。このため通商官僚ホックは、連邦議会・通商委員会の関税統一交渉が難航するなか、今後の基本方針としてA案：ドイツ関税同盟＝オーストリア通商条約の締結（→関税同盟への加入）、その代案としてB案：オーストリア＝南部ドイツ諸邦の関税同盟（→関税同盟への対抗）を起草し、1851年10月17日に商相バウムガルトナーに発議するとともに、10月下旬に自ら南部諸邦を訪問して支持を求めた。⁽³⁵⁾ 他方、前述の如く、商相バウムガルトナーは同年11月6日の関税改革によって、来るべき関税統一に順応した低率関税を採用したが、連邦議会・通商委員会の専門家委員会は11月7日に関税統一の修正原案を採択したものの、各邦の反応は低調に終わった。このため商相バウムガルトナーはホック案を再考し、A案：独墺通商条約の締結（ホックA案）、B案：ドイツ関税制度の統一、C案：南ドイツ関税同盟の編成（ホックB案）、以上3案を作成している。このうちC案の発動は、A・B案の交渉過程において、①独墺通商条約の挫折、②保護税率の拒否、③関税同盟の解体、④九月条約による財政利害の圧迫、いずれかの判明した場合に限られた。⁽³⁶⁾ シュヴァルツェンベルクは、1851年11月25日の連邦諸邦への回状によって、ドレスデン会議の関税決議を検討するウィーン関税会議 *Zollkonferenz* の開催を通知し、⁽³⁷⁾ 続く12月中旬の覚書で中等諸邦に上記3案を通知した。⁽³⁸⁾

多くの諸邦は代表を派遣したが、プロイセン王国では、商相フォン・デア・ハイト *von der Heydt*（在任1848-62年）及び国王顧問 *L・ゲルラハ Leopold von Gerlach* が北ドイツ関税同盟の理念 *Idee*

eines norddeutschen Handelsbundes から反対し、首相マントイフェルは同年12月5日の回状によって、通商条約の締結に先行して関税同盟を更新する必要を伝え、全権代表の派遣を謝絶した。またプロイセンと経済関係が深いチューリンゲン諸邦、アンハルト公国も追随したほか、関税同盟に帰属しないバルト海沿岸諸邦ホルシュタイン、メクレンブルク、蘭領リンブルク Limburg も欠席した。逆にハノーファーは、プロイセンとの九月条約にもかかわらず参加している。⁽³⁹⁾

だがウィーン関税会議に参加した中小諸邦にはオーストリアの関税連合を警戒する動きがあったことも事実である。例えば南部諸邦の場合、ドレスデン会議前夜1850年には関税連合を支持していたが、1851年にドレスデン会議が挫折して九月条約が成立するなか、次第に南部の孤立を警戒する見方が強まった。なかでもヴェルテンベルクでは、「商業・貿易中央会議所」Centralstelle für Gewerbe und Handel が1851年12月17日の声明において、工業製品の輸出販路として北海方面を志向しつつ、ドイツ関税同盟との絶縁によってライン経由の北方経路が破断する危険を指摘し、南ドイツの通商利害はプロイセンとの通商条約とともにあるとした。また税務管理庁 Steuer Collegium も同年12月19日の文書においてドイツ関税同盟をドイツ連邦再編の経済基盤として重視している。⁽⁴⁰⁾ またザクセンの場合、ボイストは関税連合の計画を支援したものの、1852年の蔵相覚書は、ライプツィヒの通過貿易・中央市場 Messenzentrum のためにプロイセン・チューリンゲン諸邦との接続を重視する一方、商相ケムニッツ Chemnitz も関税連合への参加に懸念を表明したのである。⁽⁴¹⁾

ウィーン関税会議は1852年1月4日に開催され、宰相シュヴァルツェンベルクはその開会演説において、今やオーストリア関税制度の改革によってドイツ関税同盟との通商交渉が可能な状態となっていること、九月条約の締結によってドイツ関税同盟が北西方面に拡大したこと、ドイツ関税同盟の1854年の満了を控えて更新交渉を行う時期であること、以上の状況から関税統一の好機であることを指摘し、その方策としてあらためて以下2案を提示している。すなわち、〔A案〕：ドイツ関税同盟＝オーストリア通商条約（全般的通商条約 ein allgemeiner Handelsvertrag）の起草、〔B案〕：普墺両邦を含む全ドイツ的関税連合 eine vollständige Zollunion の計画、である。⁽⁴²⁾ だが諸邦の反応を見れば、ハノーファーはプロイセンとの九月条約を根拠として自主判断を控え、バイエルン・ザクセン両邦はオーストリアの期待に反して関税統一に中立の態度を示したほか、むしろ中小諸邦の自立性を要求した。またバーデンは事態を静観する一方、ヴェルテンベルクは普墺対立から最大の利益を得ようと画策したとされる。⁽⁴³⁾ しかも連邦最大の関税領域を統括するプロイセンが欠席している以上、A・B両案が流産する危険は否定できず、シュヴァルツェンベルクはその場合の対案として、有力中等諸邦（バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、両ヘッセン、ナッサウ）と〔C案〕：オーストリア＝南ドイツ関税同盟 ein österreichisch-süddeutscher Zollverein の秘密交渉を進め、1852年3月上旬にオーストリア＝ドイツ関税連合 eine österreichisch-deutsche Zollunion の形成に合意している。⁽⁴⁴⁾ ただしC案はあくまで密約として公表されず、またもし実現したとしても、ドイツ関税領域の南北分断と流通活動の阻害は必至であるから、少なくともオーストリアにとっては、プロイセン中心の関税同盟を牽制する手段でしかなかったと言われる。⁽⁴⁵⁾

並行してザクセン・バイエルン・ヴェルテンベルク三邦の代表（ボイスト・プフォルテン・ノイラート Constantin von Neurath）は、相互に対抗する普墺両邦に対して独自の動きを示したことが注目される。まずプロイセンがウィーン関税会議の参加諸邦に対する制裁を示唆すると、三邦は1852年3月25日のバンベルク会談 Bamberg において、三邦は普墺両邦から独立的に unabhängig 対応すること、プロイセン中心の同盟更新によってオーストリア中心の関税連合が挫折した場合、ウィーン関税会議の採択したC案を発動することを確認している。⁽⁴⁶⁾ また同年4月5日に宰相シュヴァ

ルツェンベルク自身が急逝すると、その遺志を継ぐ上記三邦と両ヘッセン・ナッサウ三邦の代表は、4月4-6日のダルムシュタット特別会議 *Sonderkonferenz in Darmstadt* において、第一にウィーン関税会議のA・B案に関して、①プロイセン政府に対して関税同盟更新交渉におけるオーストリア代表の招聘を求め、②オーストリア代表との関税交渉に先行して関税同盟を更新しないこと、第二にドイツ関税同盟の更新に関して、1833・34年の関税同盟条約に基づき、加盟全邦の全会一致で確認すべきこと、第三にウィーン関税会議の秘密決議C案に関して、オーストリア政府に対して関税規定の修正と関税収入の保証を要求すること、以上を確認した。⁽⁴⁷⁾

かくしてウィーン関税会議は4月20日にA・B案を採択して解散し、5月24日に参加諸邦は最終文書を批准した。⁽⁴⁸⁾ なお参加諸邦のうち、自由都市フランクフルトは批准を保留、また九月条約に加盟するオルデンブルク、ブラウンシュヴァイクも態度を保留した。⁽⁴⁹⁾

③ ベルリン関税同盟総会（1852年4-9月）の関税同盟交渉とシュツットガルト会議

次にドイツ関税同盟の対応であるが、プロイセン政府は1851年11月11日の回状によって、関税同盟の期限が1854年11月1日に迫っていること、その更新条件として、①九月条約（＝租税同盟諸邦の加入）の承認、②貿易政策における自由貿易原則の維持、③関税同盟の更新を経た上での独塊の関税統一交渉、を通知していた。⁽⁵⁰⁾ これに対してオーストリア政府はウィーン関税会議を招集したため、通商官僚デルブリュックは前述した同年12月15日のオーストリア宛て書簡のなかで、中小諸邦はオーストリアとの政治関係を強化しているとはいえ、プロイセンとの経済関係が深い以上、関税同盟の解消はあり得ず、反普連合は必ず破綻すること、ザクセンの場合も、ボイストの政治志向に反して、ライプツィヒの経済利害は自由貿易を選好していること、等々を警告している。だが対抗勢力が1852年1月のウィーン関税会議に結集したため、当面の同盟総会を延期し、続く同年4月20日にウィーン関税会議が解散するに及び、あらためて4月19日にベルリン関税同盟総会 *Berliner Generalkonferenz des Zollvereins* を開催した。⁽⁵¹⁾

首相マントイフェルは、4月19日の開演説において、1854年1月1日における現行の関税同盟の解消と、九月条約に基づく新たな関税同盟の編成を提起した。これに対してバイエルン代表は、4月26日の総会において、ウィーン関税会議のA案（独塊通商条約）・B案（独塊関税統一）を検討してから関税同盟の更新交渉に入ることを主張したが、プロイセンは、5月1日の総会、あるいは続く5月7日のオーストリア政府宛て文書でも、まず関税同盟、次に関税統一の交渉を行うべきとの主張を繰り返している。⁽⁵²⁾ またヘッセン＝ダルムシュタットは、5月24日にウィーン関税会議の決議が正式に批准されたことを受け、5月25日の総会において、ウィーン関税会議A案・B案の審議と、オーストリア全権代表の招聘を再び発議した。⁽⁵³⁾ このためプロイセンは、6月7日の総会において、当該会議の課題はあくまで関税同盟の加盟諸邦による関税同盟の更新交渉であるとの立場から、関税同盟・オーストリアの通商条約に関する交渉は受諾したものの、関税統一に関する交渉は拒否し、また手順として、まず関税同盟の更新、次に通商条約の締結を交渉することを主張した。これに対してバイエルンは、同盟総会において、加盟諸邦ではないハノーファーとの通商条約を審議する以上、オーストリアとの通商条約も検討すべきことを主張し、意見は対立した。オーストリア商相バウムガルトナーは、駐普大使プロケシュ・オステン（在任1849-52年）の報告から、独塊関税連合の保護貿易主義に対するプロイセン国内産業の支持と、プロイセン包囲体制の形成に対する中小諸邦の同調を期待していた。だがプロイセン産業利害は今やむしろ自由貿易を梃子とした輸出拡大を志向しており、チューリンゲン諸邦、ザクセン、両ヘッセンは産業振興・中継貿易の観点からプロイセンの原案を支持したほか、ヴュルテンベルクは判断を保留した。このためバ

イエレンは孤立し、オーストリアも同盟更新の先行を黙認せざるを得なかったのである。⁽⁵⁴⁾

並行して連邦議会代表ビスマルクは6月8日にウィーンを訪問、9日に外相ブオルと会談し、将来的な通商条約の可能性は否定しないが、諸邦の経済活動を攪乱しないために、当面は関税同盟の更新を優先したい意向を表明している。これに対して外相ブオルは、通商条約は外国諸国と締結すべきものであって、ドイツ連邦諸邦相互で締結すべきものではないこと、プロイセンの関税同盟更新はオーストリアを排除しているが、オーストリアの関税連合計画はプロイセンを排除していないこと、関税問題はプロイセンが主張するような単なる物質的な次元にとどまらず、むしろオーストリアが展望する政治的な統一と密接に関係すること、以上を指摘した。ビスマルクは18日にキューベックと会談、24日に皇帝フランツ・ヨーゼフに拝謁し、7月6日に帰還するが、この訪問を通じて、外相ブオルが必ずしも関税統一に固執している訳ではないとの心象を強めた。⁽⁵⁵⁾

他方、ザクセン・バイエルン・ヴュルテンベルク三邦は7月9日にバイエルンのキスリング **Kissling** で会談し、プロイセン主導の同盟更新への対応を協議したが、20日の合意によって、関税同盟の更新に続く九月条約の承認を確認している。⁽⁵⁶⁾ このためプロイセン政府は7月20日の文書によって、8月16日の総会を招集するとともに、関税同盟の更新に同意できない諸邦の出席を拒絶した。これに対して外相ブオルは、7月29日の文書によって、中等各邦（ザクセン・バイエルン・ヴュルテンベルク・両ヘッセン・ナッサウ）に対して、将来の関税統一を保証しない通商条約には反対するよう訴え、抵抗の姿勢を示した。⁽⁵⁷⁾

かくしてプロイセンのドイツ関税同盟（挫折の場合は北ドイツ関税同盟）とオーストリアの中欧関税連合計画（挫折の場合は南ドイツ関税同盟）とが対峙するなか、中等諸邦はいずれの陣営を支持するか選択を迫られることになる。南部諸邦ではヴュルテンベルク、バーデンが関税同盟の解体に反対したが、バイエルンの宰相プフォルテンは8月5日の覚書で、プロイセンの通商条約計画を受諾する条件としてあくまで関税統一計画の審議を求めた。またザクセンでは議会下院が工業利害を代弁して関税同盟の存続を要求したが、宰相ボイストはオーストリアに譲歩を求め、普墺両邦の仲介を試みた。かくして外相ブオルは1852年8月6日の文書によって要求を緩和し、関税同盟の6年更新（1859年12月末日の満了）、及びこの間における自由な通商交渉を要求している。⁽⁵⁸⁾

だが関税連合に対する中等諸邦の意識は決して盤石であった訳ではない。前述のダルムシュタット会議において中欧関税連合の実現を合意した中等諸邦＝「ダルムシュタット派」**Darmstädter** は、オーストリア外務官僚レヒベルク **Johann Rechberg** の同席で、⁽⁵⁹⁾ 1852年8月10-14日にシュツットガルト関税会議を開催した。もともとオーストリアは国内産業の利害に配慮して統一関税の最初の期限を6年と想定し、また更新交渉の開始を1856年と規定していた。だが中等諸邦は、統一関税の期限として8年を、更新交渉の始期としてその前年を想定した。中等諸邦は、オーストリアの要求よりも緩和された更新条件を採択することによって、関税統一に対するプロイセンの妥協を引き出し、かくして関税統一という最終目的を達成することを目指したのである。シュツットガルト会議の結果を踏まえ、連邦諸邦は8月21日の文書によって関税統一に対するプロイセンの意向を照会したが、対してプロイセンは8月30日の文書によって、関税同盟との通商条約については交渉の用意があること、ただし関税統一に関する条約については、将来的な交渉の可能性こそ否定しないものの、現時点では想定していないことを回答した。このプロイセン回答をめぐって、ザクセンのボイストは期待した譲歩と受け止め、交渉の起点と位置付けたが、オーストリアはむしろ婉曲な謝絶と理解し、交渉の破綻を確信した。⁽⁶⁰⁾ このため、ダルムシュタット派は、1852年9月17-19日のミュンヘン会議においてプロイセンの更新計画に抵抗することを確認した。⁽⁶¹⁾

この動きを察知したプロイセンは 9 月 27 日の回状によって交渉の決裂を表明せざるを得ず、以後は諸邦政府との個別交渉のみ応じる意向を伝え、ベルリン総会は解散する。⁽⁶²⁾ だがその後オーストリアと接近する中等諸邦の相互連携が弛緩するなか、1852 年 11 月 26 日の更新条約によって、ひとまずハノーファー、オルデンブルク、ブラウンシュヴァイク、及びチューリンゲン諸邦が同盟加入に同意し、1854 年 1 月 1 日の発効を確認した。実質的な北ドイツ関税同盟と言えよう。⁽⁶³⁾

④ ウィーン関税会議（1852 年 10 月－53 年 2 月）と南ドイツ関税同盟条約

ベルリン関税同盟総会が挫折した結果、オーストリアは 1852 年 10 月 2 日の回状によって、ウィーン関税会議の C 案（プロイセンを除くオーストリア＝中等諸邦の関税同盟）を発動するため、ウィーン関税会議を再び招集した。だが外相ブオルは、10 月 30 日の開会演説において、ドイツ関税同盟の解体を避けたい意向を表明し、またバイエルン代表ヘルマン Herrmann も 11 月 2 日の審議において、なお普墺両邦の協調関係を期待し、あくまでウィーン関税会議の A 案：独墺通商条約の実現を推奨した。ヘッセン＝ダルムシュタットは現行の関税同盟の単純な更新を支持し、またザクセンは国内産業の利害から、C 案の発動に伴うプロイセンとの商業関係の断絶を懸念するとともに、ナッサウともども関税統一に伴う国内産業への優遇・補償制度の整備に固執した。⁽⁶⁴⁾

このため C 案の実現にはザクセン・バイエルンとも半信半疑であったが、上述の如く同年 11 月 26 日に実質的な北ドイツ関税同盟が成立すると、オーストリアは対抗措置を急ぎ、最終的に 1853 年 2 月 17 日にオーストリア・中等諸邦の関税統一条約を締結する。中等諸邦の中核は南部諸邦であったから、この条約は実質的に南ドイツ関税同盟の成立を意味したが、条約規定では、関税同盟が更新された場合は失効すること、また独墺通商条約が成立した場合はその内容に従属することを明記しており、実際に発効する見通しは低かった。だが 1851 年のドレスデン会議で決議されて以来 2 年にわたって保留されてきた関税統一が、一個の成文条約として合意された点は注目される。⁽⁶⁵⁾

いずれにせよ関税制度をめぐる普墺関係は紛糾するが、こうした事態が転換して通商条約の締結へと向かう背景を理解するには、並行する国際関係の動向を検討する必要がある。

註

- (01) A. Matlekovits, *Die Zollpolitik der österreichisch-ungarischen Monarchie von 1850 bis zur Gegenwart*, Budapest, 1877, S. 5- 8; A. Beer, *a. a. O.*, S. 83- 85.
- (02) R. Charmatz, *Minister Freiherr von Bruck: Der Vorkämpfer Mitteleuropas*, Leipzig, 1916, S. 67- 70.
- (03) A. Beer, *a. a. O.*, S. 88- 94; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 51- 61; 佐藤、前掲論文、30－35 頁；前掲拙稿（中）（2022 年）、22－23 頁。
- (04) A. Beer, *a. a. O.*, S. 85- 86; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 76- 78; A. H. Brenman, “Economic Reform in Neuzeit Austria 1852- 1859”, Ph. D., diss., Princeton University, 1966, pp. 120- 121.
- (05) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 65- 66; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 139- 140.
- (06) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 10- 12; A. Beer, *a. a. O.*, S. 86- 87.
- (07) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 12- 17; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 122- 124; T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 26- 27.
- (08) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 1- 2; A. Beer, *a. a. O.*, S. 87; J. Komlos, *The Habsburg Monarchy as a Customs Union: Economic Development in Austria- Hungary in the Nineteenth Century*, Princeton, 1983, pp. 27- 45.
- (09) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 78.
- (10) A. Beer, *a. a. O.*, S. 18- 19; 前掲拙稿（2018 年）、39 頁。
- (11) A. Beer, *a. a. O.*, S. 356- 358; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 40- 41, 83; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 129- 132; T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 19- 26; U. Cova, „Österreich (-Ungarn) und Italien“, A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *a. a. O.*, Bd. 6, Teilband I, S. 649- 650, 655- 656. 条約条文は、C. Parry (ed), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 105, pp. 393- 422; Vol. 108, pp. 349- 404.

- (12) 佐々木、前掲書、17-21、30-38頁。
- (13) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 71- 73; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 192- 229; H. Matis, „Staat und Industrialisierung im Neoabsolutismus“, H.- H. Brandt (Hg.), *a. a. O.*, S. 178- 182.
- (14) A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 237- 238; 佐々木、前掲書、115-116頁。
- (15) A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 239- 242; 佐々木、前掲書、157-160頁。
- (16) H. Hajnal, *The Danube: Its Historical, Political and Economic Importance*, Hague, 1920, pp. 67- 68; J. P. Chamberlain, *The Regime of the International Rivers: Danube and Rhine*, New York, 1923, p. 37; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 65, pp. 491- 492; Vol. 107, pp. 73- 100.
- (17) S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex*, New York, 1987, pp. 113- 114; C. Ardeleanu, *International Trade and Diplomacy at the Lower Danube: The Sulina Question and the Economic Premises of the Crimean War (1829- 1853)*, Braila, 2014, pp. 28- 34.
- (18) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 53- 54; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 29- 31; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 101- 106. 条約条文は、E. Hertslet, *The Map of Europe by Treaty*, 4vols., 1875, London, Vol. 2, pp. 813- 831.
- (19) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 202- 205; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 36- 37; 前掲拙稿(2018年)、57-58頁。条約条文は、C. Parry, *op. cit.*, Vol. 90, pp. 297- 305.
- (20) M. Sauer, „Österreich und die Sulina Frage, 1829- 1854 (I) (II)“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 40, 1987/ Bd. 46, 1990, S. 126- 127, 129- 130; H. Hajnal, *op. cit.*, S. 62- 63; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 235- 236; 前掲拙稿(中)(2022年)、38-39頁。
- (21) W. Weber, *Der deutsche Zollverein: Geschichte seiner Entstehung und Entwicklung*, Leipzig, 1869, S. 272- 291; B. Borries, *Deutschlands Außenhandel 1836 bis 1856: Eine statistische Untersuchung zur Frühindustrialisierung*, Stuttgart, 1970, S. 166- 174; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 87- 88, 122- 123, 158- 160.
- (22) H.- W. Hahn, *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, Göttingen, 1984, S. 96- 102.
- (23) W. Weber, *a. a. O.*, S. 291- 300; H.- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 144- 145; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 214- 216; 佐藤、前掲論文、39-40頁。条約条文は、C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 106, pp. 215- 238.
- (24) オルデンブルク公国との協定条文は、C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 107, pp. 407- 412. なお当初は北ドイツ租税同盟に加入したブラウンシュヴァイクは1841年に、そのハルトツ・ヴェーゼル地区 Harz- Weser Distrikt は1844年に、ドイツ関税同盟に加入した。H.- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 144- 145; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 157- 158.
- (25) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 146, n. 17; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 35- 36.
- (26) W. Weber, *a. a. O.*, S. 267- 272; H.- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 163- 164; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 225- 226; G. Bondi, *Deutschlands Aussenhandel 1815- 1870*, Berlin, 1958, S. 73- 75; 諸田 実「ドイツ関税同盟」、同他編『ドイツ経済の歴史的空間』昭和堂1994年、所収、44-46頁。C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 107, pp. 245- 266, 381- 388.
- (27) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 224- 225; C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 105, pp. 447- 450.
- (28) C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 91, pp. 47- 74, Vol. 106, pp. 379- 392.
- (29) ドレスデン会議・第三委員会の関税改革計画は、*QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 83b, S. 468- 479; 前掲拙稿(下)、前掲誌、第19号、2023年、21-24頁。
- (30) メンバーは、オーストリア、プロイセン、バイエルン、ハノーファー、ヴェルテンベルク、ザクセン諸公国、自由諸市の代表から構成される。J. Müller, *a. a. O.*, S. 577.
- (31) A. Beer, *a. a. O.*, S. 105- 106; A. Gaertner, *Der Kampf um den Zollverein zwischen Preußen und Österreich 1849- 53*, Straßburg, 1911, S. 140- 143.
- (32) J. Müller, *a. a. O.*, S. 86- 87.
- (33) 専門家委員会のメンバー編成は、J. Müller, *a. a. O.*, S. 580.
- (34) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 145- 146; J. Müller, *a. a. O.*, S. 87- 88, 410- 411.
- (35) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 158- 159, 162- 167. なおホックには関税交渉に関する次の論考がある。K. von Hock, „Die Verhandlungen über ein österreichisch- deutsches Zollbündnis, 1849- 1864“, *Österreich Review*, Bd. 1, 1864.

- (36) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 167- 174.
- (37) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 174- 175; *Die kaiserlich- königliche Hof- und Staatsdruckerei, Die wiener Zoll- Conferenzen: Ein getreuer Abdruck der wichtigsten Verhandlungsstücke nebst einer Vorrede*, Wien, 1852, S. 3- 5.
- (38) A. Beer, *a. a. O.*, S. 114- 115; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 195- 197. なおゲルトナーは自身の渉猟した外交文書にペーアの引用する覚書を見つけれなかったとしている。
- (39) W. Weber, *a. a. O.*, S. 302- 303; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 187- 193; *Die wiener Zoll- Conferenzen*, S. 11- 41. なおプロイセンは代理として通商官僚レムケ Lembke を派遣し、情報収集は行った。A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 199- 200.
- (40) A. Beer, *a. a. O.*, S. 119- 120; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 39- 41.
- (41) W. Weber, *a. a. O.*, S. 309- 310; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 227- 229.
- (42) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 202- 203; *Die wiener Zoll- Conferenzen*, S. 6- 10.
- (43) A. Beer, *a. a. O.*, S. 115- 117; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 198- 200.
- (44) A. Beer, *a. a. O.*, S. 117- 119; W. Weber, *a. a. O.*, S. 303- 304.
- (45) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 213- 214; 佐藤、前掲論文、40-41 頁。
- (46) A. Beer, *a. a. O.*, S. 120; W. Weber, *a. a. O.*, S. 304- 305; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 220- 221.
- (47) A. Beer, *a. a. O.*, S. 121; W. Weber, *a. a. O.*, S. 305- 307; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 222- 225. また、F. Werner, *Die Zollvereinspolitik der deutschen Mittelstaaten im Frühjahr 1852: Die Darmstädter Konferenz*, Frankfurt a M, 1934.
- (48) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 230- 231; *Die wiener Zoll- Conferenzen*, S. 221- 227.
- (49) A. Beer, *a. a. O.*, S. 121- 122; W. Weber, *a. a. O.*, S. 307- 308.
- (50) H. Böhme, *a. a. O.*, S. 36- 37; W. Weber, *a. a. O.*, S. 301- 302; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 216- 217.
- (51) H. Böhme, *a. a. O.*, S. 39- 41; W. Weber, *a. a. O.*, S. 302- 303; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 232- 233. なおプロイセンがウィーン関税会議に代理を送ったように、オーストリア通商官僚ファルブ Falb がベルリン総会に参加した。
- (52) A. Beer, *a. a. O.*, S. 124- 127.
- (53) A. Gaertner, *a. a. O.*, 233- 234;
- (54) A. Beer, *a. a. O.*, S. 122- 124; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 41- 43; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 147, 148. なおプロケシュ・オステンの大使業務に関する個別研究として、J. Hoffmann, „Die Berliner Mission des Grafen Prokesch-Osten, 1849- 1852“, Ph. D, Diss., Universität Berlin, 1959.
- (55) A. Beer, *a. a. O.*, S. 124- 127; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 253- 264; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 43- 45.
- (56) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 273- 279.
- (57) A. Beer, *a. a. O.*, S. 127- 129; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 284- 286; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 45.
- (58) A. Beer, *a. a. O.*, S. 129- 130; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 45- 46.
- (59) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 287- 288. レヒベルクの関税政策については、E. Franz, „Graf Rechbergs deutsche Zollpolitik“, *Mitteilungen des Institutes österreichische Geschichtsforschung*, Bd. 46, 1932.
- (60) W. Weber, *a. a. O.*, S. 318- 322; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 289- 290; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 45, 49. なおシュツットガルト会議をめぐって、一般にプロイセン史学では、表向きオーストリアの主張する関税統一の構想を支持した反面、その実現を 1860 年以降に先送りすることによって、実質的に関税統一の計画を放棄したもののみなし (H. Böhme, *a. a. O.*, S. 46; 佐藤、前掲論文、41-42 頁)、プロイセンの関税同盟に対抗＝関税統一を推進するオーストリアの方針と、プロイセンとの経済関係を重視＝関税同盟に追随する中等諸邦の位置とが対比される。これに対してオーストリアの経済史家ペーアは、むしろプロイセンとの協調を追求するオーストリアの柔軟性に対して、プロイセンとの決別もいとわない中等諸邦の非妥協性を指摘している。
- (61) W. Weber, *a. a. O.*, S. 322; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 298- 300; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 45- 46.
- (62) W. Weber, *a. a. O.*, S. 321- 322; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 148; W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 222.
- (63) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 148.
- (64) A. Beer, *a. a. O.*, S. 132- 133; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 309- 310.
- (65) A. Beer, *a. a. O.*, S. 165- 170; A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 27- 28.

〔IV〕外交政策

次に1848年革命後のヨーロッパ国際秩序の再編における外交政策の展開を確認しよう。

(1) ドナウ河口通航問題

① 英墺レヴァント海運とスリナ水道危機

前述の如くドナウ河口の船舶通航を保証した1840年の墺露通商条約が1850年に満了し、1年の暫定更新を経て1851年9月に失効した結果、スリナ水道の十分な水深は維持されず、しばしば通航船舶の座礁事故・立ち往生が発生した。⁽⁰¹⁾ この問題の重要な資料とされるイギリス領事報告を見る限り、イギリス商船はもとより、プロイセン・オーストリア商船の被害も確認できる。⁽⁰²⁾

まずガラツ Galatz 副領事カニンガム Charles Cunningham は、既に1839年に浚渫事業会社を企画し、英墺資本の共同出資、オーストリアのガラツ領事フーバー Christian Wilhelm Huber に役員就任を提案していた。この企画はロシア政府がスリナ水道における外国資本の活動を認可しなかったため挫折するが、墺露通商条約の更新問題に伴い1850年10月に再び提起されている。⁽⁰³⁾ このためロシア現地当局もイギリス製蒸気浚渫機 steam dredging machine の導入に着手するが、1851年4月の駐土大使キャニング Stratford Canning (在任1841-58年)宛てカニンガム報告は、蒸気浚渫機はようやく到着・稼働したものの、作業開始早々破損して現在修理中であること、この機械はそもそも緩やかな水流での作業を想定しており、ドナウ河口の急流での使用は不適であることを伝達し、むしろ伝統的な浚渫用具の活用を主張している。⁽⁰⁴⁾ 続く8月の外相パーマストン宛て報告も、浚渫機の稼働日数が極めて限られていたことを指摘している。⁽⁰⁵⁾

またイスマイル Ismail 副領事ロイド Vincent Lloyd は、1851年2月に着任し、6月からスリナ水道の監督業務に従事したが、同年7月13・16・23日の報告では、自身が着任して以来、ロシア現地当局は蒸気浚渫機を全く稼働していないこと、7月15日から漸く作業を開始したが、今週は天候不順で1度も作業していないこと、このためガラツ向け石炭を運搬するシュトラールズント県のプロイセン商船「シュヴァロフ号」 Suwaroff (喫水11フィート)が座礁事故を起こしたこと、多くの船舶は河口通航の事故を避けるため、小船への貨物積替を余儀なくされ、膨大な時間を浪費していること、現地調査の結果、安全航路を示す赤ブイ・黒ブイ間でも、水深は11.25-18フィートの範囲でまちまちであったこと、等々を伝えている。⁽⁰⁶⁾ 続く同年9月5日の報告では、蒸気浚渫機が破損し、セヴァストポリの工廠に移送されたこと、現地調査の結果、両ブイ間の深度は6-11.75フィートまで低下したことを指摘し、⁽⁰⁷⁾ 年末12月29日の報告でも、スリナ水道の水深不足から、イスタンブールとの航路を結ぶ合計8隻のイギリス船・外国船が座礁したことを伝えている。⁽⁰⁸⁾

イギリスのラッセル内閣 John Russell (在任1846-52年)・外相パーマストン Palmerston (在任1846-51年)は、スリナ水道の通航障害に関する陳情を受け、在露公使館員ブキャナン Andrew Buchanan (在任1844-51年)、駐露大使ブルームフィールド John Bloomfield (在任1844-51年)、後任セイモア George Hamilton Seymour (在任1851-54年)を通じてロシア政府に早急な対応を繰り返し求め、トルコ式の単純な方法で水深16フィートを維持するべきこと、これまでオスマン政府が容易に実行してきたことをロシアが遂行できないはずはないこと、ドナウ川貿易が衰退すればオデッサ貿易が成長するという風評は誤りであって、むしろドナウ川貿易の成長はオデッサ通商の繁栄を妨げないこと、ロシアは多くの諸国が交わる通商路をオスマン帝国から獲得した以上、これを良好な状態で維持する義務を負っていること、以上を主張している。⁽⁰⁹⁾

対してオーストリアの場合、ヨーロッパ商船で最大規模のドナウ河口通航を記録する以上、スリナ水道の運行被害も甚大であったと推定される。だが河口問題をめぐるオーストリア政府の公式の

抗議は、先行研究を見る限り、十分なされた形跡がない。その背景として、シュヴァルツェンベルク内閣の場合、1848年にはドナウ下流域ルーマニアの革命運動を、1849年にはドナウ中流域ハンガリーの独立戦争を、いずれもロシアの軍事介入によって解消したことから、ドナウ河口問題に正面から抗議することは困難であったという事情があると思われる。⁽¹⁰⁾むしろオーストリアでは、奥露関係を維持しながらドナウ川貿易を振興する手段として、代替経路の開拓が模索されている。

第一は同じドナウ河口デルタ地帯でも、ロシア政府の権限が及ばない南端の聖ジョージ水道 *St. George Channel* を整備する計画である。この計画は既にロイド汽船会社が準備を進め、1850年に会社の船舶「ダニューピア号」*Danubia* で現地調査を実施したが、調査の結果、聖ジョージ水道の水流は大型商船の航行には不適と判断された。⁽¹¹⁾ この計画にはイギリスのガラツ副領事カニングムも関心を示し、1850年の現地視察にも同行している。⁽¹²⁾ 続く1851-52年にはコンスタンチノーブル総領事ミハノヴィチ *Mihanovici* が現地調査を行ったが、1855年7月6日の本国宛て報告では、一定の整備を前提として、聖ジョージ水道の船舶航行は十分可能であることを指摘している。だが当該水道はオスマン政府が領有するため、整備計画の法的条件として奥土通商条約の締結が必要となるが、ロシアの警戒を危惧するオスマン政府が認可せず、計画は挫折している。⁽¹³⁾

第二は人口運河の開鑿である。この計画も既に1840年代から第一ドナウ汽船会社が検討し、ドナウ下流の河畔都市チェルナヴォダ *Cernavoda* からオスマン領土ドロブロジャ *Dobrogea* を経由して黒海沿岸の港市コンスタンツァ *Constanza* に至る運河が構想された。だが技術的に丘陵地帯の存在が障害となったほか、政治的にもオスマン政府がロシアの意向を考慮して計画の認可を拒否したため、計画は頓挫している。⁽¹⁴⁾ 1851年7-8月に再び運河計画が浮上するが、実現は難しかった。⁽¹⁵⁾

いずれにせよドナウ河口問題をめぐって、現地の英奥領事が提携していたことは注目される。

② ロシア黒海貿易とドナウ河口管理

英奥両国の共同歩調に対して、ロシア外相ネッセルローデ *Karl Basilevich Nesselrode* (在任1814-56年) は、1851年10月の駐露イギリス大使宛て覚書において、次のように回答・弁明している。すなわち、ロシア現地当局は、既にオスマン方式の土砂除去を試みたが失敗したこと、オスマン統治時代には、ドナウ川貿易が統制され、穀物輸出も禁止されたため、貿易総量は少なく、船舶規模も小さく、単純な装備での原始的な方法でも対応できたこと、これに対して現在はドナウ川経由の穀物輸出が解禁されたため、貿易総量は増大し、通航船舶の船体規模・航行頻度も増大したため、もはやオスマン統治時代の機具・方式では対応できないこと、このためロシア政府は多大な経費を拠出してイギリス製の蒸気浚渫機を導入したが、現地当局もこれまで経験がないため、その効果を確約することはできないが、十分な時間をかければ必要な水深の確保は可能であること、以上に関して理解を求めた。⁽¹⁶⁾ 並行して同年10月23日の駐英ロシア大使ブルノフ *Philipp von Brunnow* (在任1840-53年) への文書では、そもそも巨費を投じて購入したイギリス製浚渫機が故障しなければ、より完璧・迅速に問題を解決できたこと、作業停滞の原因は現地当局の怠慢ではなく、イギリス製機械の不調にあること、こうした事情を踏まえないイギリス領事の批判は、イギリス国民の対露不信をいたづらに助長していること、イギリスのドナウ川貿易に対するロシア陰謀論に根拠は無いこと、そもそもルーマニア外国貿易を開放し、全ての諸国にドナウ河口通航を承認したのはほかならぬロシアであること、河口水位の減少はドナウ川の自然的な環境によるものであり、ロシアの人為的な責任によるものではないこと、以上を指摘している。⁽¹⁷⁾

だがヤッシー領事(後の外相)ギールス *Nikolai Karlovich Giers* の回想によれば、外相の対応はあくまで国際世論を懐柔する儀礼にすぎず、そもそも本国政府にはオデッサの成長にとって有害な貿

易経路を積極的に整備する意思はなかったという。⁽¹⁸⁾ 現在まで、検疫制度・浚渫事業に関して航行妨害を指示する公式文書の存在は確認されていないため、意図的な延滞であったかどうかの判断は難しい。⁽¹⁹⁾ 浚渫機械の作業を指揮する黒海艦隊司令ラザレフ Mikhail Petrovich Lazarev (在任 1833-51 年) の死去もあって、その後も有効な改善措置はとられなかった。⁽²⁰⁾

続く 1852 年になっても事態に大きな変化は見られなかった。だがこの間イギリスでは外相パーマストンが失脚して後任グランヴィル Granville が就任し、1852 年 2 月には政権が自由党ラッセル内閣から保守党ダービー内閣 Derby (在任 1852 年 2-12 月) に交代したため、スリナ水道をめぐる強硬姿勢は後退した。駐露大使セイモアは同年 1 月の報告で、ロシア現地当局の尽力に一定の理解を示すとともに、同年 3 月の報告では、スリナ水道問題を打開する手段として、むしろ英墺両国の駐露大使の協調関係を訴え、新任外相マームズベリ Malmesbury も提案に同意している。⁽²¹⁾

クリミア戦争前夜ドナウ河口問題をめぐって、英墺協調に対するイギリスの期待を確認できよう。

(2) 東方問題

① フランス国制問題と対仏包囲

1850 年代初頭の国際関係を規定したのはフランス政情である。フランス大統領ルイ・ナポレオン (在任 1848-52 年) は 1851 年 12 月 2 日の政変によって第二共和制の支配権力を掌握し、続く 1852 年 12 月 2 日には皇帝 (在位 1852-71 年) に即位、第二帝制を樹立する。また支持基盤を確保するため国際威信の回復に努め、ベルギー併合を示唆した。だがボナパルト家の元首即位や領土拡張は 1815 年 11 月 20 日のパリ条約に違反し、ウィーン体制の国際秩序に挑戦するものであった。⁽²²⁾

これに対して皇帝ニコライ一世 (在位 1825-55 年) は、先帝時代より「ヨーロッパの憲兵」として国際秩序を維持してき自負から、ボナパルト家の復権に伴う国際体系の再編を警戒し、ウィーン体制時代の三国同盟の再建を模索するとともに、1852 年 4 月にはイギリスに対してフランスのベルギー侵攻の場合における軍事支援を保証している。また隣国プロイセンもフランスの領土野心を警戒したほか、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世 (在位 1840-61 年) の実妹は露帝の皇妃であったから、ホーエンツォレルン・ロマノフ両家の血縁も普露関係を強化した。⁽²³⁾

他方、イギリスは政局の混迷から外交方針が動揺している。まずウィッグ党ラッセル内閣外相パーマストンは、1848 年の三月革命・民族運動に対する墺露両国の弾圧を契機として、むしろ東欧諸国に対抗すべき英仏両国の連携を重視し、1851 年 12 月のフランス政変を独断で承認した。だが世論は外相の判断を認めず、ラッセル内閣はパーマストンを解任して後任外相グランヴィルを登用するが、最終的に 1852 年 2 月に解散する。続く保守党ダービー内閣・外相マームズベリは、四国同盟 (英普墺露) の対仏包囲を提唱し、その一環として英墺関係の回復に努めた。⁽²⁴⁾

こうした状況で、宰相シュヴァルツェンベルクは、前述の如く、1848・49 年のルーマニア民族運動・ハンガリー独立戦争をロシアの軍事支援によって鎮圧し、ハプスブルク帝国の多民族支配を温存しただけでなく、1850 年のホルシュタイン・ヘッセン問題を契機とする普墺戦争の危機もロシアの講和仲介=11 月 29 日のオルミュッツ協約によって回避し、オーストリアのドイツ覇権を維持しており、駐露大使ブオル (在任 1848-50 年) を通じて墺露関係の安定に努めた。⁽²⁵⁾ だがシュヴァルツェンベルクは、ドナウ河口問題を契機とする墺露関係の弛緩を視野に、むしろドイツ統一問題をめぐって対立してきた普墺関係の修復を模索し、ドレスデン会議の閉会直後 1851 年 5 月 16 日に普墺同盟 (3 年期限) を締結している。本来ドイツ連邦の軍事援助はウィーン最終規約・第 36 条によって連邦領内に限定されていたが、この同盟によって両邦は連邦領外 (普領ポーゼン、墺領ハン

ガリー・北イタリア) に対する第三国の攻撃についても相互の軍事援助を確認したのである。⁽²⁶⁾ フランス政変に対してはこうした普露両国との連携をもって対応し、政変直後の 1851 年 12 月には駐仏大使ヒューブナー Joseph Alexander Hübner (在任 1849-59 年) を通じて国境の遵守を求め、その侵犯には対仏同盟をもって対処することを通告している。⁽²⁷⁾ また駐露大使から異動した駐英大使ブオル (在任 1851-52 年) を通じて、イギリスに東欧三国との同盟関係を打診し、対仏包囲の形成に努めた。⁽²⁸⁾ だが外相パーマストンがフランスに接近して東欧諸国を包囲する構えを示すと方針を転換し、国際秩序・平和外交の原則さえ遵守するなら、フランス統治体制の形態は頓着せず、ボナパルト家門の統治も容認する意向を示した。1852 年 1 月には英仏関係を牽制するため駐仏大使ヒューブナーを通じて仏墺同盟さえ打診し、また駐墺ロシア大使メイェンドルフ Peter von Meyendorff (再任 1850-54 年) に対して、領土保全を条件としたフランス国制の公認を提案している。⁽²⁹⁾

② 聖地管理問題と対露包囲

フランス問題の延長として 1852 年より聖地管理問題が国際政治の新たな焦点となる。

1850 年 5 月 28 日、フランス大統領ルイ・ナポレオンは、威信外交の一環として、駐土大使オーピック Jacques Aupick (在任 1848-50 年) を通じて、1740 年の仏土条約を根拠としてオスマン政府にカトリック教会の聖地管理権を要求している。⁽³⁰⁾ これに対して露帝ニコライ一世は、むしろロシアのギリシア正教徒保護権を保証した 1774 年のキュチュク・カイナルジ条約・1829 年のアドリアノーブル条約を根拠に、駐土大使ティトフ Vladimir Pavlovic Titov (在任 1843-53 年) を通じて聖地管理権の保全を要求し、1852 年 2 月 8 日のオスマン勅令によって実現したほか、同年 11 月には露土両国の対仏協調を確認している。また 1853 年 1 月 9 日・14 日には、駐露イギリス大使セイモアに対して、トルコ保全方針の放棄とトルコ領土分割の準備を示唆し、ロシアのモルダヴィア・ワラキア支配、イギリスのクレタ島・エジプト支配を提起した。かくしてロシアはあくまでヨーロッパ国際政治における対仏包囲の一環として、聖地管理問題に対応したのである。⁽³¹⁾

だがイギリスはこうしたロシアの対応にむしろ南下政策の野望を認め、保守党ダービー内閣は 1852 年 12 月 6 日にフランス第二帝制を公認し、東欧諸国との対仏協調から離脱した。直後に組閣するウィッグ党アバディーン内閣 Aberdeen (在任 1852 年 12 月-55 年 1 月) の外相クラレンドン Clarendon も、1848 年革命に伴うモルダヴィア・ワラキア侵攻、1850 年代のドナウ河口通航妨害からロシア南下政策・バルカン進出への警戒を強め、むしろ対露包囲を試みることになる。⁽³²⁾

オーストリアでは、1852 年 4 月に宰相シュヴァルツェンベルクが急死するに伴い、新任外相ブオルが就任し、外交政策を牽引する。ブオルはその駐露大使時代を通じて墺露関係の維持に努めた反面、ロシア外交政策の真意も把握し、その方針を警戒していたことも事実である。⁽³³⁾ 外相ブオルは駐露大使メンスドルフ Alexander von Mensdorff-Pouilly (在任 1852-53 年) に対する 1852 年 4 月 19 日の覚書において対露外交の方針を示し、①ドイツ問題に対するロシアの内政干渉を阻止すること、②ロシア南下政策からトルコ領土を保全すること、③1849 年のハンガリー反乱に対するロシアの軍事干渉は、必ずしもオーストリア利害に対する配慮ではなく、あくまでロシア自身の国益 (ポーランド独立運動の防止) によること、以上を指摘し、ロシアに対する注意を喚起している。⁽³⁴⁾

むしろ外相ブオルはイギリスとの関係強化に努め、自身の駐英大使時代の計画を前提に、1852 年 12 月 3 日の秘密覚書では東欧三国とイギリスの協調関係を打診している。ブオルが駐露大使から駐英大使へと異動し、1852 年 4 月に外相に就任したことは、オーストリア外交方針が親露政策から親英路線へと転換したことを象徴すると言えよう。⁽³⁵⁾ また並行して普墺関係の維持に努め、プロイセンとは 1852 年 12 月 17-24 日のベルリン会談においてフリードリヒ・ヴィルヘルム四世とフラ

ンツ・ヨーゼフが協議し、普領ライン地方及び墺領ロンバルディア・ヴェネツィアをフランス軍事侵攻から防衛するため、フランスに対する共同歩調を確認している。⁽³⁶⁾

註

- (01) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 201- 205; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 180- 182, 210- 211.
- (02) Gt. Britain, *Parliamentary Papers* (以下 BPP) , 1852- 53, Vol. CII-561 [C.1669], “Correspondence with the Russian Government respecting the Obstructions to the Navigation of the Sulina Channel of the Danube”. イギリス領事報告の資料価値については、対象時期は若干異なるが、P. Cernovodeanu, “An Unpublished British Source concerning the International Trade through Galati and Braila between 1837 and 1848”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 6, 1977 (なおほぼ同様の論文は、*Southeastern Europe*, Vol. 5, 1977, にも掲載されている) .
- (03) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 195- 197; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 183- 184; M. Sauer, a. a. O., S. 79- 80; 前掲拙稿 (2018年)、58-59頁、前掲拙稿 (中) (2022年)、39-40頁。
- (04) BPP, 1852- 53, Vol. CII-561 [C.1669], No. 21, Inclosure, p. 26.
- (05) 浚渫機の稼働は1851年4月3・4・15・24日、5月8日、6月18・28・30日、7月2・3・4・15・16・17・18・24・25・26・30・31日、8月1・6・10・12日となっており、5月11日-6月18日の間は完全な休止状態にあったとされる。BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 24, Inclosure 2, p. 33.
- (06) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 22, Inclosure 1- 4, pp. 27- 30; No. 23, Inclosure, pp. 31- 32; V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 209- 210.
- (07) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 28, Inclosure 1- 2, pp. 36- 37; V. J. Puryear, *op. cit.*, p. 210.
- (08) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 39, Inclosure, pp. 45- 47. さらにオデッサ領事イームズ Yeames は、1851年9月17日の報告において、墺露通商協定の失効を前に、ロシア総督フェドロフがオーストリア商船への不当な拿捕を監視していること、それでも不正な取締は皆無ではなく、オーストリア政府は自国商船を保護するべく現地領事を設置したことを伝えている。Ibid, No. 26, Inclosure, p. 35
- (09) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 25, 27, pp. 34, 36; V. J. Puryear, *op. cit.*, p. 211.
- (10) F. R. Bridge, *The Habsburg Monarchy among the Great Powers, 1815- 1918*, Oxford, 1991, pp. 41- 48.
- (11) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 192- 193; M. Sauer, a. a. O., S. 128- 129; 前掲拙稿 (中) (2022年)、39-40頁。
- (12) C. Cunningham, “Advantages likely to accrue to the Trade of the Danube from the Establishment of a Free Port at the St. George’s Mouth of the River”, H. D. Seymour, *Russia on the Black Sea and Sea of Azof*, London, 1855, Appendix E, pp. 358- 365.
- (13) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 193- 194; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 197- 198.
- (14) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 192- 193; M. Sauer, a. a. O., S. 78- 79; 前掲拙稿 (中) (2022年)、41頁。
- (15) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 198- 200; M. Sauer, a. a. O., S. 129- 130; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 185- 196. なお1855年7月には時の蔵相ブルックが運河会社設立を支援している。P. Cernovodeanu, “Les roumaines et les premiers projets de construction d’un canal reliant le Danube à la Mer Noire (1836- 1856)”, H.- J. Schneider(Hg.), *Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte: Wirtschaftskräfte und Wirtschaftswege*, Stuttgart, 1981, p. 408.
- (16) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 30, Inclosure, pp. 38- 39.
- (17) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 36, pp. 41- 44; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 119- 122.
- (18) C. & B. Jelavich (ed.), *The Education of a Russian Statesman: The Memoirs of Nicholas Karlovich Giers*, Berkeley, 1962, pp. 220- 221.
- (19) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 205- 210; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 120- 121.
- (20) V. J. Puryear, *op. cit.*, p. 212.
- (21) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 38, 40, pp. 45, 47; No. 41, p. 48.
- (22) A. J. P. Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848- 1918*, Oxford, 1954, pp. 46- 47. フランス第二帝政の外交政策については、L. M. Case, *French Opinion on War and Diplomacy during the Second Empire*, Philadelphia, 1954; W. E. Echard, *Napoleon III and the Concert of Europe*, Baton Rouge, 1983. 「強いフランス」を志向するフランス

- 第二帝制外交の論理については、中木康夫『フランス政治史』（上）未来社 1975 年、171-172 頁。
- (23) A. J. P. Taylor, *op. cit.*, pp. 47- 49.
- (24) A. W. Wood/ G. P. Gooch (ed), *The Cambridge History of British Foreign Policy 1783- 1919*, 3vols., Cambridge, 1923, Vol. 2: 1815- 1866, pp. 325- 340. パーマストン失脚については、君塚直隆『バクス・ブリタニカのイギリス外交——パーマストンと会議外交の時代——』有斐閣 2006 年、155-158 頁。
- (25) W. Heindl, *Graf Buol- Schauenstein in St. Petersburg und London (1848- 1852): Zur Genesis des Antagonismus zwischen Österreich und Rußland*, Wien, 1970, S. 36- 71.
- (26) A. J. P. Taylor, *op. cit.*, pp. 43- 44; E. Heller, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Mitteleuropas Vorkämpfer*, Wien, 1933, S. 143- 146; S. Lippert; *a. a. O.*, S. 386- 387; R. Austensen, “The Making of Austria’s Prussian Policy 1848- 1852”, *Historical Journal*, Vol. 27, 1984, pp. 874- 876; 前掲拙稿（下）（2023 年）、31-32 頁。
- (27) C. W. Hallberg, *Franz Joseph and Napoleon III, 1852- 1864: A Study in Austro- French Relations*, New York, 1955, pp. 27- 28.
- (28) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 105- 114.
- (29) C. W. Hallberg, *op. cit.*, pp. 28- 31; K. W. Rock, “Felix Schwarzenberg, Military Diplomat”, *Austrian History Yearbook*, Vol. 11, 1975, pp. 97- 98.
- (30) A. J. P. Taylor, *op. cit.*, pp. 49- 50. 歴史的な経緯を見た場合、オスマン帝国領内イェルサレムのキリスト教会管理権は、かつて 1690 年の勅令・1740 年の条約によって、フランスを保護者とするカトリック教会に承認されていた。その後 18 世紀末よりロシア南下政策・ギリシア独立運動の進展を背景として、ロシアを保護者とするギリシア正教会が優位を確保していた。M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 114- 117.
- (31) A. J. P. Taylor, *op. cit.*, pp. 50- 51; M. S. Anderson, *op. cit.*, 111- 112, 118- 119.
- (32) H. W. V. Temperley, *England and the Near East: The Crimea*, London, 1936, pp. 253- 257, 297- 300; A. W. Wood/ G. P. Gooch (ed), *op. cit.*, Vol. 2, pp. 340- 345.
- (33) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 73- 75.
- (34) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 77- 78, Anhang 4, S. 136- 142; R. Austensen, “Count Buol and the Metternich Tradition”, *Austrian History Yearbook*, Bd. 9- 10, 1973, pp. 184- 186.
- (35) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 105- 114; M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 117- 118.
- (36) C. W. Hallberg, *op. cit.*, pp. 41- 42; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 325- 326.

〔V〕条約体系の再編：普墺通商条約の締結と関税同盟条約の更新

以上の如く、経済的にはドイツ関税同盟の北西拡大に対抗するべく関税連合の南東拡大を模索しながらも、政治的には南東方面の動脈たるドナウ河口の通航を保全するべく普墺の対露連携が急務となるなか、外相ブオルは方針を転換し、普墺通商条約の締結を志向することになる。

（1）普墺通商条約の締結（1853 年 2 月 19 日）

① 条約交渉

外相ブオルは 1852 年 10 月中旬にプロイセンに対して通商条約の交渉を打診し、プロイセン首相マントイフェルは 10 月 26 日に交渉開始の受諾を回答した。⁽⁰¹⁾ 外相ブオルは 11 月 13 日の書簡でプロイセンの駐墺大使アルニム Einrich Arnim- Heinrichsdorff（在任 1851-57 年）にその意向を公式に伝え、プロイセン政府も 12 月 1 日の返信で交渉に同意する。かくしてウィーン関税会議の想定する C 案（南ドイツ関税同盟）はもちろん、A 案（独墺通商条約）さえ実現せず、むしろウィーン関税会議の想定していなかった普墺両邦の個別条約が交渉されることになったのである。⁽⁰²⁾

条約交渉の全権大使には前商相ブルックが就任した。全権代表ブルックは、かつて商相時代に提

唱しながらも、ドレスデン会議で挫折した中欧関税連合を実現する一歩として、また自身が創業し、商相辞任後に復帰したレヴァント海運事業を振興する梃子として、通商条約の締結に意欲を示し、交渉の任務を受諾したのである。だがブルックの後任商相バウムガルトナー、通商官僚ホックは、国内産業を保護する観点からプロイセンとの単独条約には反対であって、ウィーン関税会議ではむしろプロイセンに対抗する南ドイツ関税同盟を検討していた。⁽⁰³⁾ これに対して外相ブオルは、普墺両邦の通商条約を、何よりもドナウ河口・両海峡通航をめぐるロシアの脅威が高まるなか、南東ヨーロッパの国際関係において主導権を確保するため、対露包囲の普墺関係を強化する政治的手段として期待し、また経済的にもむしろ関税同盟を更新・拡大する基礎とみなしていた。⁽⁰⁴⁾

ブルックは12月12日にベルリンに到着し、13日に王宮を訪問した後、プロイセン通商官僚デルブリュック・税務局長ポンメル＝エッシュ *Johann Friedrich Pommer-Esche* との交渉に入った。また商相フォン・デア・ハイトは同郷エルバーフェルトの出身であり、両者の個別会談も譲歩・和解の効果をもったとされる。なお前述の如く12月17-24日には皇帝フランツ・ヨーゼフがベルリンを訪問したが、君主会談では、フランス問題への対応とともに、ドイツ国民の課題・義務を協議し、その際に通商条約の意義についても確認している。⁽⁰⁵⁾ 交渉は、前文の趣旨、条約の形式、有効期間、関税税率を争点として難航し、1853年2月まで続いた。この間、普墺条約に否定的な商相バウムガルトナーは、並行するウィーン関税会議において、前述の如く1853年2月17日に関税統一を採択し、なかでも中等諸邦がその実現に尽力したため、全権代表ブルックがその機先を制するには通商条約の締結が急務となった。他方、同年2月にはロシア政府がオスマン政府にギリシア正教徒保護権を求める外交使節の派遣を準備したため、東方状勢をめぐる対露包囲の形成は一刻を争い、外相ブオルにとっても普墺関係の強化は喫緊の課題となっていた。

かくしてベルリンの両邦代表は条約締結を急ぎ、同年2月19日に通商条約が締結される。

② 条約内容

当該条約は前文に続く本文(全27条)のほかに、付属文書(付表I・A:免税品目、I・B:低率関税の品目、II:輸出関税の品目、III:関税協定 *Zollkartel*、IV:通貨協定 *Münzkartel*)、追加条項 *Separat-Artikel* (全12条)、最終文書 *Schluß-Protokoll* (全14項)を含む。⁽⁰⁶⁾

まず前文の条約目的は、交渉が難航した一因であって、当初プロイセンは流通活動の促進、関税収入の確保のほか、関税制度の統一に関しては「障害の除去に努める」という消極的な表現を提案したが、ブルックはドレスデン会議の確認した関税統一の実現を明記するよう求め、「関税統一を準備する」*die allgemeine deutsche Zolleinigung anzubahnen* との文言が追加された。⁽⁰⁷⁾

また通商条約の根幹である関税問題に関しては、ドレスデン会議の合意を踏襲する自由貿易の原則に続き(第1条)、輸入関税については一次産品の免税、半製品・完成品の税率引下(概ね20-50%)が(第3条)、輸出・通過関税についても課税の免除・制限が規定され(第5条)、種々の免税規定(第6条)、通関手続の簡素化・効率化(第7・9条)と相俟って、両邦の貿易関係及び両邦経由の中継貿易は大幅に促進されることになった。⁽⁰⁸⁾ なお双務的な「最恵国待遇」*gegenseitige Meistbegünstigung* も規定されるが(第2条)、既定・先行条約は対象外とされたから、九月条約の保証するハノーファーの税収配分の特権は例外となった。

条約の有効期間も交渉の焦点であり、プロイセンは関税同盟と同じ12年を主張したが、ブルックは通商条約に続く早期の関税統一を想定し、より短期の8年を要求した。協議の結果、有効期間は1854年元日から1865年末日までの12年間とするが、中間時点の1860年に関税統一を検討する委員会 *Commissarien* が開催されることになった(第25条)。⁽⁰⁹⁾ また条約の適用範囲は、プロイセン

ドイツ関税同盟に加盟する諸邦を含むとともに、オーストリアと関税制度を共有するイタリア諸邦（モデナ・パルマ公国）にも権利が認められた（第 26 条）。⁽¹⁰⁾ かくして地理的領域についても、ドレスデン会議の合意が想定する非ドイツ領域への拡大の可能性を残すものであった。このように将来的な関税統一の可能性に含みを持たせることで、形式的には中欧関税連合を実現する機会が保証されており、このため「ダルムシュタット派」も条約締結を甘受せざるを得なかった。だが換言すれば、今後 6 年間の関税統一交渉は保留されたのであり、プロイセン中心のドイツ関税同盟が北西ドイツ・沿岸諸邦を吸収して拡大するなか、7 年後に関税連合が実現する可能性は、現実的には極めて低かったと言えよう。この意味でオーストリアは、旧ドイツ連邦の盟主として「ダルムシュタット派」と提携して関税統一を形成する好機を逸し、ドイツ政治史上の覇権争いにおいては、1850 年 11 月の「オルミュツの屈辱」を払拭する「プロイセンの勝利」*ein voller preußischer Erfolg*（E・R・フーバー）となった。⁽¹¹⁾

だが当該条約は、オーストリアに対して、当事国のプロイセン王国のみならず、同国が加盟するドイツ関税同盟諸邦との取引全般について、当該条約の規定を適用することになった。対するプロイセンも、オーストリアを通じて、境界関税の消滅したハプスブルク帝国諸邦との取引を可能とした。かくして当該条約は、単なる普墺両邦の個別条約にとどまらず、あくまで両邦を窓口としながら、その背後に控えるドイツ関税同盟・ハプスブルク帝国の通商関係を規定したのであって、結果的にはウィーン関税会議が想定していた独墺通商条約を達成したものと見えよう。また両関税圏の間にはなお一定の関税が存在するとはいえ、対外関税より低率である以上、実質的に単一の中欧関税組織が出現したのであって、ブルックの中欧関税連合計画も実質的に実現したと言えよう。⁽¹²⁾ またこの意味で当該条約は、かつてラドヴィッツが提案した「ドイツ連合計画」（＝狭く広い同盟）、すなわちプロイセン中心の連邦国家＝「ドイツ帝国」（狭い同盟）の形成、ドイツ帝国とハプスブルク帝国との国家連合＝「ドイツ連合」（広い同盟）の形成、という構想の経済版であった。⁽¹³⁾

ところで従来、ドレスデン会議の挫折→普墺通商条約の締結＝プロイセンの勝利という図式が成り立ってきた。だが当該条約の条文は、関税制度を除けば、海運・鉄道・通貨制度など多くの点でドレスデン会議の規定を文言ごと踏襲している（表 2）。こうして見るとドレスデン会議は必ずしも挫折した訳ではなく、むしろその原則は普墺通商条約のなかに体现されているのであって、ドレスデン会議は普墺通商条約の布石＝中欧関税連合の一步として無視できぬ意義を持つと言えよう。

（2）ドイツ関税同盟の更新（1853 年 4 月 4 日）

普墺通商条約の成立は、懸案であった関税同盟の更新問題も解消する。前述の如く普墺両邦の関税政策をめぐって中等諸邦の対応は分かれ、まず北西諸邦ハノーファー、オルデンプルク、ブラウンシュヴァイク、及びチューリングゲン諸邦は、1852 年 11 月 26 日の関税同盟更新条約によってドイツ関税同盟への加入に同意した。これに対してザクセン・南ドイツ諸邦は、1853 年 2 月 7 日の関税統一条約によって C 案＝オーストリア・中等諸邦の関税同盟を期待し、ドイツ関税同盟への態度を留保していた。たが続く同年 2 月 19 日の普墺通商条約によって、オーストリアが後者の関税連合計画を放棄するに及び、最終的に 1853 年 4 月 4 日の更新条約によって、ザクセン・南ドイツ諸邦もドイツ関税同盟への加入に同意するに至ったのである。⁽¹⁴⁾ かくしてドイツ関税同盟は 1854 年 1 月 1 日に正式に更新され、有効期間は 1865 年末までの 12 年間とされた。以後、関税同盟に加入しない諸邦は、オーストリアのほか、リヒテンシュタイン、リンブルク（蘭領）、及びバルト海沿岸のメクレンブルク両邦、ホルシュタイン、ハンザ三市（ハンブルク、ブレーメン、リューベック）に

表2 1853年2月19日 普墺通商条約(抄)

(※右列の数字は該当するドレスデン会議合意の条項)

条	事項	概要	※
01	商品流通	ドレスデン会議合意・第1条と同じ。(なお、「連邦諸邦」die Bundesstaatenの「両締約国」die contrahirenden Theilへの置換等は除く。以下同じ。)	01
02	最恵待遇	いずれか一邦が第三国と輸入・輸出・通過関税の税額・徴税・引上に関してより有利な契約をした場合、有利な条項は対価無しに他邦にも適用される。ただし以下は除く。 ・締結諸邦の一方と現在あるいは将来において統一関税を採用する諸国が享受するもの。 ・既存・先行条約で他の諸国に認められた、あるいは本条約失効後も認められるもの。	
03	輸入関税	1854年1月より一次産品の免税輸入、工業製品の低率関税での輸入を開始する。 付表Iの商品は一方から他方への輸送において同表より高い関税を課されない。 1854年の委員会Commissarienにおいて、さらなる貿易促進について検討する。	
04	輸入関税 税率改正	現行条約の有効期間において現行税率より高い税率への輸入関税の引上は、付表Iで規定する関税引下に影響しない。 だが付表Iの規定する商品に関して現行税率より低い税率への輸入関税の引下については、実行から最低3ヶ月以上前に通告しなければならない。	
05	輸出関税 及び 通過関税	①一方から他方への商品の輸送に際して、付表IIに提示した以外の品目に対して、当該品目に対する現行関税より高い金額を、課してはならない。 ②付表Iで相互移動が免税となる商品について、他邦の領域から自邦を経由して外国へと通過する場合、通過関税は課されない。 また外国から自邦を経由して他邦の領域へと返送あるいは通過する商品は、関税表において輸入・輸出関税を規定されない場合はいかなる通過関税も課されず、それ以外の場合も3.5銀グロッシェンあるいはツェントナー当たり10クロイツァーを上限とする現行の通過関税以外は課されない。通過関税の引下は両邦の裁量に委ねられる。	
06	免税品目	相互貿易の振興のために以下の商品の輸入・輸出・通過関税が免除される。 a) 自由市場に流通せず、税関倉庫・税務署など公的施設で保管されているもの。 b) 家畜：他邦の市場に搬入されたが売却されず返品するもの。 c) 規定量以下の改鑄用鐘・漂白用油脂・櫛用絹屑 d) 洗浄・漂白・縮絨・仕上・圧縮・編込用布・糸、ならびに塗装・研磨・彩色用品目 e) その他、修繕・加工・洗練のため他邦に搬入され、使用済みの後、返品される商品。 なおa) b) d) e) は輸出・逆輸入される対象が同一であることの証明が条件となる。	
07	通関手続	通関手続を受ける商品の税関管理に関して、貿易振興を相互に保証するため、一方から他方に直接移動する商品の場合、必要な形式が満たされている限り梱包検査・梱包変更・商品開封は免除され、発送手続は可能な限り迅速に行われる。	
08	税関配置	一方の関税領域から他方の関税領域へと移動する商品の税関手続を一括して行えるよう、両邦の国境税関を、可能な限り一つの場所に配置する。	
09	邦内課税	両邦の一次産品は、その生産・加工・消費に関して、自邦の当該産品より高率・過重な邦内課税を、いかなる名目でも、邦・自治体いずれの場合であれ、課されない。 第3条の関係する付表Iで低率関税で移動する産品、及び外国産品として税務当局での通関手続が証明された産品は、いかなる種類の追加課税も、邦・自治体いずれの場合であれ、課されない。ただし当該産品の加工に対して外国産・国内産の区別無く行われる国内課税は除く。同表によって両邦間で免税移動する産品は、邦内課税に関して国産品として扱われる。	

10	密輸対策	両邦は、領域内外向け密輸の防止・処罰を適切な手段で実行し、必要な罰則を制定、権利補助を承認し、他邦の監視当局に対して自邦への犯罪人の追跡を許可するとともに、税務・税関・警察当局及び現地当局を通じてあらゆる情報・支援を提供する義務を負う。 付表Ⅲはこれらの一般規定の条件に従って締結された関税協定を含む。 両邦が外国と接続する国境水域・地域に関して、監視業務における相互支援に向けた対応が今後合意される。	07
11	倉庫料金	倉庫・積替料金は両邦において許可されない。また船舶航行、公衆衛生、課税に必要な規則が無い限り、運送業者は規定の場所で積載・荷御・積替を強制される義務は無い。	
12	船舶航行	ドレスデン会議合意・第8条にほぼ同じ。付帯条項は削除。	08
13	海難費用	ドレスデン会議合意・第9条に同じ。	09
14	水路料金	ドレスデン会議合意・第10条に同じ。付帯条項は削除。	10
15	施設料金	ドレスデン会議合意・第11条に同じ。	11
16	鉄道料金	ドレスデン会議合意・第12条に同じ。	12
17	貨物積替	ドレスデン会議合意・第13条に同じ。	13
18	事業課税	両邦は、同じ基本税率の採用によって営業活動を促進し、また他邦で労働・契約を求める自邦の事業の権限に、可能な限り自由な活動領域を与えることについて、協力する。 他邦の領域で貿易・事業を展開し、労働を求める業者は、本条約が発効して以後、同様な事業に従事する他邦の業者が納入していない課税を納入する必要はない。 自身の事業のために買付を行う工業家・事業家、あるいは受注を求めて商品ではなく見本のみ携行する商人は、居留邦内で納税し、営業資格を取得している場合、また邦内でこうした事業・商業に従事している場合、他邦でこれに関する課税を納入する義務はない。 商品売買や産品・製品販売のため市場・定期市を訪問する際、他邦の業者は自邦の業者と同等に待遇される。 両邦相互の運送業務・海運・河川航行に従事する業者は、他邦での事業活動に関して営業税を納入する義務はない。	14
19	通貨制度	両邦は1853年において全般的な通貨協定に関して交渉する。 以下、ドレスデン会議合意・第15条の3段落以下とほぼ同じ。なお付帯条項は削除。	15
20	領事制度	ドレスデン会議合意・第16条に同じ。なお付帯条項は削除。	
21	税務官吏	両邦は、関税制度・国境監視に関する情報を獲得する目的で、税関官吏を相互に派遣することを認め、この官吏に対してあらゆる機会を保証する。 両邦の関税領域における簿記・統計に関して、両邦は相互に必要な情報を提供する。	
22	適用領域	両邦の関税領域から除外される地域は、除外が続く限り条約第1-9条を適用されない。	
23	検証作業	1853年に両邦の委員会を開催し、条項の適用に必要な合意・運用規則を確定する。	
24	付属文書	条約の付属文書に含まれる規定は条約の不可欠の部分と見なされる。	
25	有効期間 及び 関税統一	条約の期間は12年間、すなわち1854年1月1日から1865年12月21日までである。 1860年に両邦の委員会を開催し、両邦及びそれぞれの関税同盟に帰属する諸邦の関税統一に関して交渉する。関税統一の実現が困難な場合、(中略)両邦の関税制度の最大限の接近・同化に関して交渉する。	18
26	適用諸邦	1854年1月1日あるいはそれ以降にプロイセンとの関税同盟に帰属するドイツ諸邦は条約への加盟を認められる。同じく現在あるいは将来オーストリアと関税同盟を締結するイタリア諸邦も条約への加盟は自由である。	19
27	批准交換	批准文書の交換は翌月以降ベルリンで行われる。	

典拠) C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 109, pp. 313- 322; 前掲拙稿「ドレスデン会議」(下)、22-24頁。

限られ、後のドイツ帝国を準備する経済統合が実現する。⁽¹⁵⁾

前述の如く普墺通商条約は、単に普墺の両当事国はもちろん、普墺両邦が通商条約を締結するドイツ・イタリア諸邦にも適用される。このため1853年4月の関税同盟条約の更新によって、関税同盟諸邦全てが普墺通商条約の対象となった。外相ブオルは、1853年10月12日の回状によって、プロイセンを除くドイツ関税同盟諸邦に対して、普墺通商条約の適用を通告している。⁽¹⁶⁾ また前述した1852年8月9日のオーストリア・モデナ・パルマ通商条約は既に1853年2月1日に発効していたが、同様に普墺通商条約が適用され、かくして巨大な中欧関税領域が出現したのである。

以後、第三期における関税同盟の総会では対外税率が主な争点となった。1853年6月6日-54年2月20日の第10回ベルリン総会では、プロイセンが銑鉄関税の引下(10グロッシェンから5グロッシェンまで)を提案し、ベルギー銑鉄に対する優遇税率(7.5グロッシェン)の効果を解消せんとしたが、南ドイツ諸邦が国内産業の保護を主張し、挫折している。他方、穀物関税の廃止は実現している。⁽¹⁷⁾ 以後、第11回ダルムシュタット総会(1854年9月15-12月18日)、第12回アイゼナッハ総会(1856年6月17日-)においても北西諸邦の自由貿易主義と南部諸邦の保護貿易路線との関税論争が展開された。⁽¹⁸⁾ だが1853年の第二期満了に伴う更新問題を乗り越えた今、関税同盟の存亡に関わる重大な問題はもはや無く、イギリス産業資本を基軸とする世界市場の編成が進むなか、関税同盟はドイツ市場の独自の産業発展を保証したのである。

註

(01) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 87- 88. なおシャルマッツによれば、1852年9月にロイド汽船会社の頭取ブルックはウィーンを訪問して外相ブオルと会談し、この時の助言が外相ブオルの方針転換に影響を与えたとする。

(02) A. Beer, *a. a. O.*, S. 133- 135; A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 27- 28; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 125- 126.

(03) A. Beer, *a. a. O.*, S. 136- 138; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 88- 89.

(04) H. Böhme, *a. a. O.*, S. 47- 48.

(05) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 324- 326; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 87- 88.

(06) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 29- 32; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 126- 129; 佐藤、前掲論文、42-43頁。条約条文は、C. Parry (ed), *op. cit.*, Vol. 109, pp. 311- 365.

(07) A. Beer, *a. a. O.*, S. 138- 141.

(08) A. Beer, *a. a. O.*, S. 146- 149.

(09) A. Beer, *a. a. O.*, S. 141- 146.

(10) A. Beer, *a. a. O.*, S. 171.

(11) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 148- 149; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 224- 225.

(12) A. Beer, *a. a. O.*, S. 150; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 90- 91.

(13) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 149- 150.

(14) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 149; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 49- 50.

(15) W. Weber, *a. a. O.*, S. 341- 344; H.- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 150- 151. なおリヒテンシュタインは1852年6月5日にオーストリアと通商条約を締結している。またライン川下流のリンブルクは、ナポレオン時代に仏領、1815年のウィーン会議で蘭領、1830年のベルギー独立に伴い領域の大半がベルギー領となったが、1839年のロンドン条約によって蘭伯に東西分割され、うち東部の蘭領リンブルク公国(現在のオランダ・リンブルフ州、州都マーストリヒト)はドイツ連邦に加盟した。隣接するルクセンブルク大公国も1815年のウィーン会議でオランダ国王が統治し、ドイツ連邦に加盟したが、あわせて1842年にドイツ関税同盟にも加盟している。

(16) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 33.

(17) W. Weber, *a. a. O.*, S. 347- 348; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 226- 227.

(18) W. Weber, *a. a. O.*, S. 349- 353; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 237- 238.

〔VI〕展望

最後にその後の通商・外交関係を概観し、通商条約の経済的・政治的効果を確認しよう。

(1) 通商・海運活動

① オーストリア関税・通貨改革

普墺通商条約の締結を受けて商相バウムガルトナーは、前述 1851 年の関税改革に続く関税改正に着手し、1853 年 12 月 5 日の関税改革によって新関税表を策定している（施行：1854 年 1 月 1 日）。この改革では、将来における関税同盟との合流に備え、関税項目が大幅に再編されるとともに、税率は 19 世紀史上の最低水準まで削減された。オーストリア通商政策は、は三月革命後わずか 5 年で、禁止制度→保護貿易→自由貿易という劇的な転換を遂げたのである。⁽⁰¹⁾

なお関税改正に伴い、関税の納付方法として兌換紙幣ではなく、金属正貨での納入を規定した点に留意する必要がある。⁽⁰²⁾ 三月革命後における一連の経済政策及び東方危機は、財政支出の拡大と国債発行・紙幣乱発を加速し、紙幣減価が進んだことから、蔵相を兼任する商相バウムガルトナーは 1854 年初頭に銀打歩制 Silveragio を採用し、兌換請求に際して銀貨に対する紙幣額面の 22% 割増を要求することになった。かくして 1853 年の関税改正は、表向きは税率緩和をはかりながら、実質的には従価 22% の税率引上と同じ効果をもったのである。⁽⁰³⁾

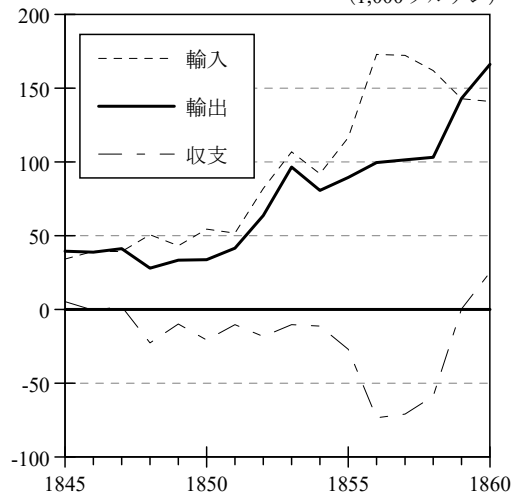
② オーストリア外国貿易・海運の動向：普墺貿易と東方貿易

以下、1850 年代後半のオーストリア外国貿易の動向を、再び拙稿に依りつつ、確認しよう。⁽⁰⁴⁾

陸路輸入の市場編成ではドイツ関税同盟の比重が 60% から 70% まで上昇し、圧倒的な地位を占める。オーストリアの対独貿易を見ると（図 1）、通商条約の発効する 1854 年を画期とした輸入上昇・輸出停滞＝赤字拡大が著しく、ドイツ製品のオーストリア流入が加速したことは疑いない。上述の銀打歩制による実質的な税率引上効果にもかかわらず、一方的な輸入超過が続いたことは、両邦間の競争力の格差を如実に示している。逆にトルコは、条約前夜には 20% を占めながら、国際情勢の混乱によって 10% まで半減する。ただしその半分は依然としてルーマニアであって、1856 年から独立した項目として計上されており、今後の成長に対する期待がうかがわれる。

主要品目の輸入市場を見れば、a) 農業産品ではトルコの比重が一時 40% まで上昇しながら、1850 年代後半には 20% まで半減するが、その半分近くはやはりルーマニアである。b) 原料・半製品ではドイツ関税同盟の比重が 65% から 80% まで上昇し、トルコは 15% から 5% まで急落した。c) 完成品ではドイツ関税同盟の比重が 80% から 85% まで上昇し、オーストリア市場を席卷した。なかでも中継拠点ザクセンが単独で全体の 50% を占める。なおトルコの比重は 1% 台にとどまる。1850 年のオーストリア・ハンガリー国境関税の撤廃、1852 年のオーストリア関税改革に続く 1853 年の普墺通商条約によって、イギリス

図1 オーストリア外国貿易：対ドイツ関税同盟
(1,000 グルデン)



典拠) F. Neumann, *Österreichs Handelspolitik in der Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft*, Wien, 1864, S. 39.

資本主義から独立した普塹共同市場が成立した訳であるが、既に先行研究が指摘している如く、共同市場の内部ではプロイセン産業資本のオーストリア市場進出を加速したのである。

陸路輸出の販路内訳ではドイツ関税同盟は35%から50%まで上昇し、うちザクセンが30%を占めた。トルコ市場は東方危機にもかかわらず20%前後まで漸増するが、その4分の3はルーマニア向けである。なおイタリア・スイスは各々10・15%程度まで下落した。主要品目の輸出販路を見ると、a) 農業産品ではドイツ関税同盟が50%から70%近くまで上昇、ザクセンがその40%を吸収した。b) 原料・半製品でもドイツ関税同盟が全体の45%まで上昇し、従来最大であったスイスを陵駕している。c) 完成品でもドイツ関税同盟が45%を維持するが、トルコも40%を占めた。なかでも繊維製品は50%以上がトルコ向け、うちその8割はルーマニア向けであった。

陸路貿易の収支構造を見ると、ドイツ関税同盟が最大の赤字要因であり、その規模は50年代後半を通じて2-3倍に拡大した。トルコ市場は東方危機によって赤字になっているが、うちルーマニアに限っては黒字を記録し、かつそれまで最大の黒字収支を記録してきたスイスが黒字幅を半減するなか、ルーマニアが最大の黒字市場に成長している。

他方、海路貿易は貿易総額の20%まで後退する。1857年の統計を見る限り、まず海路経由の輸入市場ではイギリスが25%まで上昇し、最大となる一方、レヴァント市場は合算でも20%まで後退、ルーマニアも3%前後にとどまる。主要品目の仕入れ先を見ると、a) 農業産品ではレヴァント市場が20%を維持するが、ルーマニアの比重は半減している。b) 原料・半製品ではレヴァント市場が30%まで後退する一方、イギリスが30%を超え、最大相手となった。c) 完成品ではイギリスが70%を吸収している。次に海路経由の輸出市場ではレヴァント市場が30-40%を占めるが、中核のトルコは1855年の46%をピークに20%まで半減した。主要品目の販路構成を見ると、a) 農業産品ではイギリス向けが13%まで半減する一方、イタリアが25%で最大となっている。b) 原料・半製品ではトルコが20%まで倍増、レヴァント世界全体では35%に達する。c) 完成品ではトルコが相変わらず50%を超過し、最大の輸出販路となっている。海路貿易の収支構造を見ると、イギリスが最大の赤字相手、トルコが最大の黒字市場として成長しており、対英赤字を対土黒字で相殺する関係が存在したと言えよう。なおルーマニアは、陸路での黒字とは対照的に、海路では一貫して赤字であった。

なおオーストリアのレヴァント海運を見ると、ルーマニアの年間寄港は、東方危機に直面しながらも1840年代の1,500隻から、50年代前半で2,000隻、50年代後半で2,500隻まで伸張した。うちイギリス・オーストリア船は各年代のそれぞれ10%前後を占めたが、後者の重量比は20%に達した。出港船の目的地としては、1850年代後半にはトルコ向けが隻数・重量とも30-40%で最大となり、イギリス向けは絶対的・相対的に後退するが、それでも寄港船の比重より高い20-30%を占め、依然として第三国の商船に依存したルーマニア穀物輸入の展開を推定させる。またルーマニア諸港におけるオーストリア船の第三国向け出港も、1850年代半ばに下落、50年代後半に回復しており、東方危機に伴うイギリス向けルーマニア穀物輸出の攪乱・再開を示唆している。

かくして1850年代後半のオーストリア外国貿易は、プロイセンとの関係では綿糸・鉄鉄をはじめとする製品・半製品輸入、穀物・柑橘果実あるいは亜麻など食料・原料輸出を基調とし、実質的に両国間の工農分業関係が生成した。⁽⁵⁾ 関税の銀納制度に伴う実質的な保護機能にもかかわらず両国経済の支配・従属関係が成立したことは、通商条約の効果としてプロイセンの勝利を示すと言えよう。対照的にレヴァント市場、就中ルーマニアとの貿易関係は、食料輸入・製品輸出をもって特徴付けられ、対独貿易の赤字構造を打開する生命線として機能したことが留意される。⁽⁶⁾

(2) 東方問題：クリミア戦争とスリナ水道問題

世界史上、1453年のコンスタンチノーブル陥落はヨーロッパに対するオスマン帝国の優位を象徴するが、それから400年目の1853年はむしろオスマン帝国の没落を体現する転機となった。

① クリミア戦争の勃発

露帝ニコライ一世は、1853年2月11日に特使メンシコフ *Alexandr Sergeevich Menshikov* を派遣し、①オスマン帝国領内のギリシア正教徒に対する保護権、②外相フエアド・パシヤの更迭、③露土同盟の締結、④条件拒否の場合の国交断絶、以上を要求した。旧来の要求はあくまで正教会（聖職者）への保護権であったのに対して、今回の要求は俗人の正教徒一般を対象とし、その対象はオスマン人口の40%に達したから、オスマン政府はこの要求を内政干渉として拒否した。これに対して外相ネッセルローデは5月31日に最後通牒を提示、同年7月2日にロシア軍はブルート川を渡河してモルダヴィア領内に侵攻、同月6日には首都ブカレストを占領する。ロシア政府はこの作戦を外交交渉のための補償占領と位置付け、戦争行為と認めなかったが、10月4日にオスマン政府は対露宣戦を布告し、同月23日にドナウ川を渡河して正式の露土戦争が勃発する。⁽⁶⁷⁾

イギリスの駐土大使キャニングは、オスマン政府を後援する一方、本国政府に軍事援助を要請し、アバディーン内閣外相クラレンドンは、既に露土戦争前夜の1853年5月30日に英領マルタ島の艦隊をダーダネルス海峡近郊のベシカ湾 *Besika Bay* に派遣した。他方、フランス皇帝ナポレオン三世は、専制体制を確立した今、もはや冒険外交の必要は無くなったが、国際威信のため列国との協調外交に努め、6月14日に艦隊をダーダネルス海峡に派遣している。かくして9月14日には英仏艦隊が共同でダーダネルス海峡を通航し、帝都イスタンブールを臨むボスフォラス海峡に停泊し、オスマン政府を支援する姿勢を示した。だが11月30日にロシア黒海艦隊は小アジア半島北岸のシノップ軍港を攻撃したため、英仏両国は、軍事的には1854年1月4日に艦隊をボスフォラス海峡経由で黒海に派遣、外交的には3月12日にオスマン帝国と同盟関係を締結、3月28日に対露宣戦し、局地的な露土戦争は国際的なクリミア戦争へと転換するのである。⁽⁶⁸⁾

② オーストリアと和平工作

オーストリアの対応であるが、キューベックはかつて三月前期に財務長官として通商政策を指揮した際には東方貿易の発展に期待していたが、今や国家財政の逼迫から軍事経費の膨張を懸念し、東方問題への積極的な関与は自重している。1853年2月9日の外相宛て書簡では、オーストリアにとって東方世界は経済的な利害は小さく、むしろルーマニア問題に伴うトルコ主権の動揺、さらには東方問題に由来するヨーロッパ紛争を回避すべきことを政治的な利害として重視した。⁽⁶⁹⁾ また外相ブオルは、ドナウ川・黒海通商を振興する前提として、その通商経路における局地紛争を防止し、バルカン・黒海地域におけるロシア優位体制を阻止する必要から、奥土関係の維持・強化とともに、英仏両国と連携した露土対立の仲裁＝オスマン領土の保全を東方外交の基本方針とした。⁽⁷⁰⁾ このため1853年5月には、ロイド汽船会社の経営を通じてレヴァント世界の通商・外交問題に精通するブルックを駐土大使（在任1853年5月－55年1月）として任命し、オスマン政府の譲歩による露土開戦の回避、ロシア南下政策を牽制する奥土友好関係の構築を指示した。⁽⁷¹⁾ またブルック自身は、ハプスブルク帝国はオスマン帝国の「天然の友」*der natürliche Freund* であり、ドイツ諸邦は団結して東方問題に対応すべきこと、ヨーロッパ世界の勢力均衡・平和状態のためにオスマン帝国の領土安定を図るべきことを、「オーストリアの課題」として重視していた。⁽⁷²⁾ かくして駐土大使ブルックは6月14日に着任し、16日のスルタンへの謁見を経て、外相レシート・パシヤ *Reshid Pasha* との会談では、危機の回避を優先して対露交渉では妥協すべきこと、将来的には奥

土友好に立脚して領土保全を図るべきことを提言している。⁽¹³⁾

だが和平工作が失敗し、1853年7月のロシアのモルダヴィア侵攻によって戦争回避が困難になると、駐仏大使ヒューブナー、ドイツ連邦議会議員プロケシュ・オステンらは、外相ブオルと同じく英仏両国との連携を重視した反面、ブオルとは異なって強硬路線に固執し、英仏との同盟関係を後盾とする対露戦争の遂行、及びルーマニア領土・ドナウ下流域の独占支配を主張した。⁽¹⁴⁾ 他方、駐土大使ブルックは、就任当初こそ戦争回避・土友好に尽力したものの、露土対立の仲介工作が頓挫して以来、一転して露土戦争の有効な活用方法を検討し、ブオルの親英・反露戦略とは対照的に、オスマン市場進出をめぐる競合する工業国家イギリスとの協調を否定する一方、むしろ「埃露同盟」を梃子とするオスマン領土分割（ロシアのモルダヴィア・ワラキア支配、オーストリアのセルビア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ支配）を提案した。ブルックはドナウ汽船事業の経営を通じてルーマニア市場・ドナウ川水運に多大な利害関係を有したのみならず、自身の構想する独埃関税同盟を実現するには、工業生産において劣るオーストリアの地位を維持するべくルーマニア市場進出を維持・拡大することが不可欠であったが、これには当該市場をめぐる競合するイギリス勢力を排除するとともに、当該地域の戦争状態を回避することが課題であった。ブルックはこの目的を達成する手段として、クリミア戦争に対する中立を代償とした、独埃協調・ロシア公認のもとでのバルカン権益の拡大を画策したのである。⁽¹⁵⁾

こうして親英勢力・親露派閥の違いこそあれ、いずれも強行路線を主張するなか、外相ブオルはあくまで露土対立の仲裁＝露土開戦の阻止に努めている。まず7月6日には高級軍人ギュレイ Ferenc Gyulay をロシアへの外交使節として派遣し、モルダヴィア・ワラキア侵攻の自粛を要請した。だが前述の如く同日にロシア軍はブカレストを占領し、交渉は失敗した。⁽¹⁶⁾ このため以後ブオルは西欧諸国との協調関係を模索し、7月24-28日のウィーン大使会議では各国の駐埃大使（英・仏・普）＝イギリス大使ウエストモアランド Westmorland（在任 1851-55年）・フランス大使ブルクネー Bourquency（在任 1853-59年）・プロイセン大使アルニムを召集して露土関係を討議し、7月31日の「ウィーン覚書」The Vienna Note（「ブオル計画」Buol Plan）では、露土両国に対して、ロシア政教徒保護権の承認・オスマン帝国領土の保全を勧告している。ロシア政府は覚書を受諾したが、オスマン政府は国際条約ではなくオスマン勅令での解決に固執したため、交渉は停滞している。⁽¹⁷⁾ また同年9月23日の埃露両帝のオルミュッツ会談でもウィーン覚書を受諾を求めたが、⁽¹⁸⁾ 上述の如く10月4日にオスマン政府は正式に宣戦布告しており、露土両国の相互譲歩と平和回復をねらったブオル計画は破綻することになった。

③ イギリスとスリナ水道問題

1853年7月2日のモルダヴィア侵攻を契機として、以後ロシアのスリナ水道管理は放棄され、その水位は安全航行の限界とされる8フィートまで低下した。この結果、多くの商船が座礁・立ち往生するが、⁽¹⁹⁾ イギリス領事報告によるとオーストリア商船にも深刻な被害が発生している。

イスマイル副領事ロイドの同年7月4日付け報告によれば、同月2日にはオーストリアのイスタンブール＝ガラツ定期船が河口の手前で貨物・乗客の下船を余儀なくされたほか、同月3日には、イギリス船25隻を含む多くの外国商船が洋上で待機せざるを得ず、ドナウ河口の船舶通航・物流機能は麻痺状態になった。⁽²⁰⁾ このため海運業者は、大型船の座礁事故を避けるため、まず小型船でスリナ水道を通航し、次に沖合で停泊する外洋汽船に対して貨物を積み替える作業を強いられた。こうしてドナウ川経由の貨物運送は時間・費用の大幅な上昇に直面し、西欧向け穀物輸出をめぐる国際競争において不利な状況に置かれた。⁽²¹⁾ 現にワラキア貿易に従事するイギリスのベル・アンダ

一ソン商会は、価格競争に耐えられず、破産している。⁽²²⁾

またガラツ副領事カニングムはスリナ水道の状況を刻々と伝えている。同年 7 月 30 日の報告によれば、「本日午後、オーストリア・ロイドの汽船がスリナから到着したが、その情報によればスリナ水道の水深は・・・6 フィート 8 インチである。イギリス汽船の船長は、自分たちが通過した際は 6 フィートしかなかったと言っている」。「オーストリア・ロイドの汽船は、ガラツ＝コンスタンチノーブル区間を運航しているが、もはやスリナ水道は通過できなくなった。だが 2 隻は貨物・旅客を当該水道で積み替えている」。「スリナ水道の上流ではイギリス船 11 隻、オーストリア船 15 隻、ナポリ船 3 隻、その他オランダ船など数隻が、イギリスへの出航のために待機しているが、スリナ水道を通過できる見通しはない。他方、スリナ水道の沖合ではイギリス船 1 隻、オーストリア船 1 隻が、河口遡上のために待機しているが、河口に進入できない」状況であった。⁽²³⁾ イギリス領事報告にオーストリア海運の被害状況が記録されていることは、イギリス通商利害にとってオーストリア商船の損害が看過できないものであったこと、すなわちイギリスのレヴァント・黒海通商が少なからずオーストリア海運事業に依存して展開されていたことを示唆している。

こうした事態を受けて、1853 年 7 月にはイギリス議会でロシア政府に対する非難が相次いだ。まず 7 月 7 日の庶民院審議では、保守党議員リデル Henry Liddell が、ドナウ河口の航行障害によって多数のイギリス船舶が滞留している事実を指摘し、①これまで政府は状況を把握するため対応しているのか、②対露関係が破綻した場合、滞留船舶を救済するため軍隊は派遣されるのか、質問した。これに対して、先に外相としてスリナ水道問題の解決に尽力した内相パーマストン（在任 1852-55 年）は、アドリアノーブル条約によってドナウ河口がロシア領に帰属した以上、ウィーン条約の規定する自由航行の維持はロシア政府の義務であること、オスマン統治時代には 16 フィートの水深が維持されてきたが、ロシア管理下では 11 フィートに下落したこと、座礁船舶によって航行可能な川幅が狭くなっていること、ロシア政府の河口整備が進まない背景としてはドナウ河貿易の成長を警戒するオデッサの意向が存在すると推定されること、我が国はトルコ式の鉄製熊手による土砂除去を推奨したにもかかわらず、ロシア政府は蒸気浚渫機の導入に固執し、作業が停滞していること、以上を説明した。なお有事においては海軍艦艇でも座礁したイギリス船の救難は困難との見解を示した。⁽²⁴⁾ なお 7 月 7 日には貴族院でも露土戦争の危機が議論されている。⁽²⁵⁾

また 7 月 21 日の庶民院審議ではウィッグ党議員スチュアート Dudley Stuart が登壇し、ロシア政府の怠慢によってイギリス船のドナウ河口通航に甚大な損害が生じている以上、イギリス政府によるロシア政府への補償請求を主張するとともに、河口問題に関する外交記録の開示を求めた。これに対して前外相ラッセルは、ロシア政府がドナウ河口通航に関して適切な対応を放棄してきたことは事実であるが、河口通航を阻害したのは何よりも自然要因であること、最新の報告では自然障害は除去されつつあり、水深も上昇していること、以上の点から補償請求には否定的な意向を示す一方、関係文書の開示については前向きな姿勢を示している。⁽²⁶⁾

このためアバディーン内閣外相クラレンドンは駐露大使セイモアを通じてロシア政府に善処を要請し、セイモアは 7 月 15 日の文書において、在露オーストリア大使館付き法律顧問 Legationssekretär レプツェルタン Eduard Lebzeltern と協力して問題に対処することを報告している。ドナウ河口問題における英奥両国の協調関係をうかがうことができよう。⁽²⁷⁾

だがこうした努力もむなしく、10 月 23 日にはオスマン政府が宣戦して露土戦争が勃発、以後ロシアは、軍隊向け兵糧調達のためルーマニア穀物流通を統制したほか、オスマン向け物資供給を阻止するためドナウ河口通航を封鎖する。かくしてドナウ河口通航の危機は頂点に達した。⁽²⁸⁾ 同年

12月24日の『エコノミスト』Economistは、スリナ水道を通航する船舶が、ロシア検疫機関から65日間の検疫手続と810ピアストルの料金支払を求められたことを指摘している。⁽²⁹⁾

かくして1853年後半に物理的・人為的な妨害による損失が極限に達し、ドナウ河口問題はクリミア戦争前夜における英露対立の一因になったのである。⁽³⁰⁾

註

- (01) A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 34- 40; A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 134- 136.
- (02) T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 27- 28.
- (03) R. Kamitz, „Die österreichische Geld- und Währungspolitik von 1848 bis 1948“, H. Mayer (Hg), *Hundert Jahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung 1848- 1948*, Wien, 1949, S. 128- 130; H. Matis, *a. a. O.*, S. 49- 57; 佐藤勝則「1860年代の普墺間、間税・貿易政策論争——レヒバルクの『関税連合』構想をめぐる——」『土地制度史学』第17巻1975年、28-29頁。また新絶対主義の財政政策については、T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 36- 50; H.- H. Brandt, *Der österreichische Neoabsolutismus: Staatsfinanzen und Politik 1848- 1860*, Göttingen, 1978.
- (04) 以下では紙幅の都合から逐一の引用を避けるが、第I節での分析と同じく、詳細は前掲拙稿(2014・2018年)の統計を参照されたい。また通商条約以後の貿易関係については、W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 227- 228; H.- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 152- 153; K. Mamroth, *Die Entwicklung der österreichische- deutschen Handelsbeziehungen von Entstehen der Zolleinigungs- bestrebungen bis zum Ende der ausschließlichen Zollbegünstigungen 1849- 1865*, Berlin, 1887; 佐藤、前掲論文(土地制度史学)、29-33頁。
- (05) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 224- 225; 佐藤、前掲論文(西洋史研究)、59-60頁。
- (06) ウェルタスは伝統的な解釈を批判しながら新絶対主義期の経済・貿易成長を指摘するが、なかでもルーマニア・レヴァント市場の拡大を指摘している。T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 15- 17.
- (07) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 120- 123, 124- 125; A. J. P. Taylor, *op. cit.*, pp. 51- 54, 58- 59.
- (08) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 123- 124, 130- 131; H. W. V. Temperley, *op. cit.*, pp. 354- 355, 371- 372.
- (09) A. Beer (Hg.), *Kübeck und Metternich*, S. 23- 24.
- (10) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 110, 125.
- (11) P. W. Schroeder, “Bruck versus Buol: The Dispute over Austrian Eastern Policy, 1853- 1855”, *Journal of Modern History*, Vol. 40, 1968, pp. 194- 196. オーストリアの対応については、R. Unkel, *Österreich und Krimkrieg: Studien zur Politik der Donaumonarchie in der Jahren 1852- 56*, Lübeck/ Hamburg, 1969, S. 85- 89; P. W. Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert*, New York, 1972, pp. 43- 45.
- (12) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 95- 96; K. Bruck, *Die Aufgabe Österreichs*, Leipzig, 1860.
- (13) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 92- 93, 98- 99.
- (14) P. W. Schroeder, “Austria and the Danubian Principalities, 1853- 1856”, *Central European History*, Vol. 2, 1969, pp. 226- 227.
- (15) P. W. Schroeder, “Bruck versus Buol”, pp. 196- 201; *idem*, “Danubian Principalities”, pp. 227- 228.
- (16) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 125- 126.
- (17) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 126- 127; P. W. Schroeder, *op. cit.*, pp. 41- 59; R. Unkel, *a. a. O.*, S. 96- 98.
- (18) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 127- 128; P. W. Schroeder, *op. cit.*, pp. 75- 77; R. Unkel, *a. a. O.*, S. 101- 102.
- (19) J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 39- 40.
- (20) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 42, Inclosure 2, pp. 48- 50; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 237- 238.
- (21) J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 35- 36; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 113- 114.
- (22) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 213- 214.
- (23) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 64- 65.
- (24) *Hansard*, 1853, Vol. 128, cc. 1373- 1375; H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 64- 65, n. 1; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 238- 239.
- (25) *Hansard*, 1853, Vol. 128, cc. 1348- 1357.
- (26) *Hansard*, 1853, Vol. 129, cc. 543- 544. その請求で開示されたのが、小稿で使用した一連の外交文書である。

- (27) BPP, 1852- 53, Vol. CII- 561 [C.1669], No. 43, p. 51.
 (28) M. Sauer, a. a. O., S. 132- 133.
 (29) H. Hajnal, *op. cit.*, p. 65; *The Economist*, Vol. XI, 1853, pp. 1433- 1434.
 (30) R. R. Florescu, “The Rumanian Principalities and the Origins of the Crimean War”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 43, 1964, pp. 64- 65; C. Ardeleanu, “Russian- British Rivalry regarding Danube Navigation and the Origins of the Crimean War (1846- 1853)” *Journal of Mediterranean Studies*, Vol. 19, 2010.

むすび

以上の考察を踏まえ、1853年の普墺通商条約の史的意義をまとめよう。

まず経済的に見た場合、当該条約はプロイセンのオーストリア向け製品輸出、オーストリアのプロイセン向け一次産品輸出を促進し、量的成長はともかく、取引品目の性格を見る限り、普墺の農工分業体制、両者の支配・従属関係を創出したと言える。この結果オーストリアは、対独貿易の閉塞を打開するため、外国貿易の生命線を南東方面のバルカン・トルコ市場に追求せざるをえず、ドナウ川・アドリア海経由のレヴァント貿易を模索することになった。その一環としてオーストリア繊維工業はルーマニア向け製品輸出を加速するとともに、オーストリア海運資本はルーマニア穀物のイギリス向け輸出を媒介し、レヴァント貿易の枠組を超える中継貿易を展開したのである。

また政治的に見た場合、オーストリア・レヴァント貿易の振興、なかでもルーマニア穀物輸出の中継活動は、オデッサを拠点として穀物輸出を展開するロシア黒海貿易にとっては重大な脅威であり、黒海経由の穀物輸出をめぐる墺露両国の競合関係をもたらすことになった。オーストリア・レヴァント貿易の成長にとって、ドナウ河口・両海峡の安全通航は不可欠であったから、ロシアのドナウ河口封鎖・ルーマニア支配を阻止するには、レヴァント中継貿易によって提携するイギリスとの協調関係はもとより、ドイツ統一問題をめぐって抗争してきたプロイセンとも対立関係を解消し、同盟関係を形成することが急務であった。既に1850-51年のドレスデン会議を契機として1851年5月には普墺同盟が成立しているが、1853年に露土戦争が勃発するなか、同年2月の通商条約は対露包囲の普墺協調を強化する手段としても、重要な意味をもったと言えよう。

なおドイツ連邦においては、1848年革命以後、政治的な国家統一をめぐるプロイセンのドイツ連合計画と、オーストリアの七千万人帝国構想が対立し、また経済的な関税統一をめぐるプロイセンのドイツ関税同盟と、オーストリアの中欧関税連合計画が競合するなか、中小諸邦＝「第三のドイツ」は大国の覇権主義を警戒して中等諸邦に有利な連邦議会の再編と関税連合の組織を模索していた。だが独自の立場に固執する中小諸邦の動きは、今や東方情勢に対応するべく政治的・経済的に接近する普墺両邦にはやっかいなものであり、これまでドイツ統一問題をめぐって対立してきた普墺両邦は、むしろ相互に提携して反動体制の強化、中小諸邦の封じ込めを試みることになる。

かくして1853年の通商条約は、オーストリアの南東進出を加速し、ウィーン体制以来の墺露協調を動揺させる一方、1848年革命以来の普墺対立を解消し、将来の墺露対立に対処したのであって、二重の意味で東方問題と密接な関係をもっていたと言えよう。さらに普墺接近に対する中小諸邦の警戒は、いずれクリミア戦争への対応をめぐる中小諸邦の離反を招き、オーストリア外交の破綻を招くことになる。当該条約はヨーロッパ国際関係史上、ドイツ連邦史上において、重要な画期であったと言えよう。